

入間市緑の基本計画改定
検討住民会議
(第1回)
【改定素案】

目 次

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 基本計画の基本事項.....	1
(1) 緑の基本計画とは.....	1
(2) 基本計画の目的.....	1
(3) 基本計画の位置付け.....	1
(4) 計画で対象とする緑.....	2
(5) 緑の持つ機能.....	4
(6) 計画の期間.....	5
2. 計画改定の背景.....	5
3. 計画のフレーム.....	7
(1) 計画対象区域.....	7
(2) 人口規模.....	7
(3) 計画の対象範囲.....	7
4. 計画の構成.....	8

第1章 緑の現況と課題

1. 緑の現況.....	9
(1) 本市の概況.....	9
(2) 緑被地の現況.....	14
(3) 樹林地の現況.....	20
(4) 農地の現況.....	20
(5) 緑地の現況.....	21
2. 市民意識.....	26
3. 旧計画の施策の実施状況.....	31
4. 旧計画の目標の達成状況.....	34

(1) 緑地の確保目標水準	34
(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	34
(3) 緑化に対する都市全体の目標	34
5. 緑の評価	35
(1) 環境保全機能による緑の評価	35
(2) レクリエーション機能による緑の評価	36
(3) 防災機能による緑の評価	37
(4) 景観形成機能による緑の評価	38
(5) 総合的な緑の評価	39
6. 課題の整理	40

序章 緑の基本計画の改定にあたって

1. 基本計画の基本事項

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条の規定に基づき策定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」などに関する事項を定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

都市の緑を取り巻く実状を勘案しながら、将来の入間市にふさわしい姿を求め、市内の緑地の保全、緑化の推進、都市公園等の整備を総合的かつ計画的に進めていくものです。

計画の策定に際しては、市民意見の反映や計画内容の公表が義務付けられています。

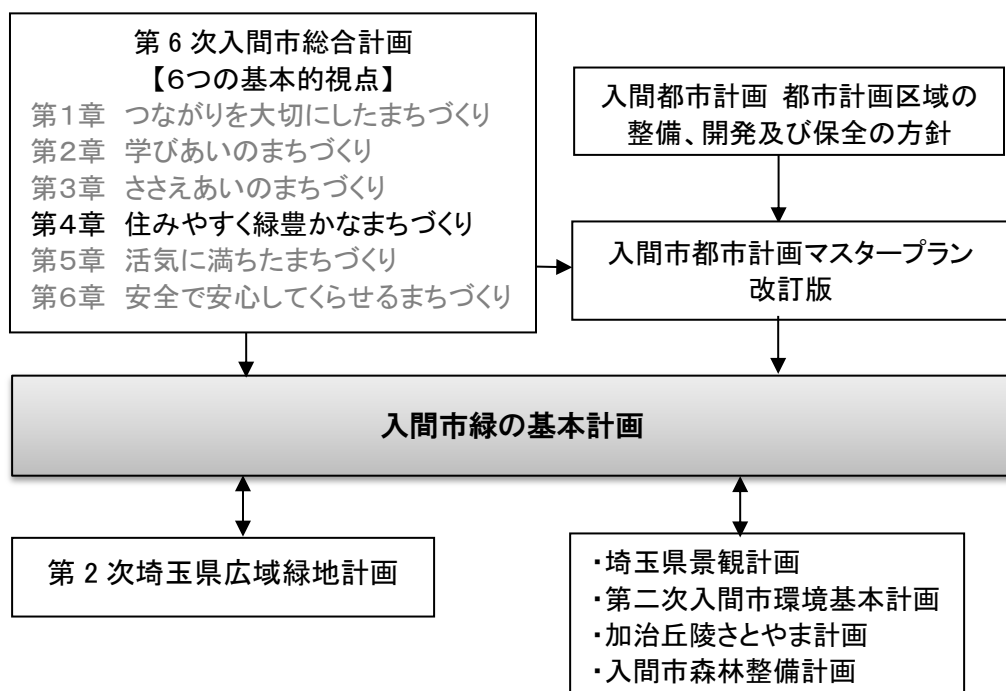
(2) 基本計画の目的

本市のまちづくりのビジョン（将来都市像）である「香り豊かな緑の文化都市」を目指すため、本市特有の自然環境を保全するとともに、まちなかにも多くの緑を創出し、自然環境と調和した持続可能なまちづくりを推進していくことを目的とします。

(3) 基本計画の位置付け

「入間市緑の基本計画」は、「入間市総合計画」を実現するための緑に関するマスタープランとして位置付けられ、「入間市都市計画マスタープラン」や「入間市環境基本計画」などの関連計画と適合もしくは調和した計画です。

計画策定にあたり、地域全体の望ましい「緑の将来像」を描き、その実現のために地域特性を活かした個性ある緑の保全と創出する取組みを体系的に位置付け、住みやすく緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に進める指針となる計画です。



図序-1 本計画の位置付け

(4) 計画で対象とする緑

①緑とは

本計画が対象とする「緑」とは、樹木や草花などのそれ自体が自然環境を形成しているもの及びそれらを含む周辺の樹林地、草地や水面・水辺などの自然的な環境を有している土地や空間を表わします。

具体的には、樹林地、草地、農地、河川等の水面・水辺、公園・緑地、グラウンド、建築物等施設の植栽地、街路樹などを指します。



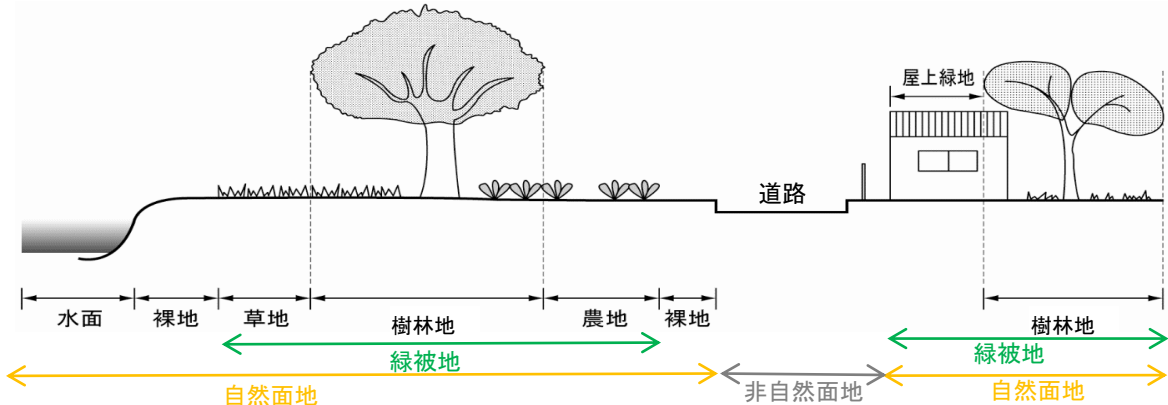
図序-2 緑の位置づけ

②緑被地とは

緑被地とは、樹木や草などの植物で覆われている土地を指し、土地被覆上の概念です。本計画では緑被の定義に基づき、以下のような緑被項目としました。

表序-1 緑被項目一覧

区 分		定 義
自然 面 地	樹林地	樹木、樹林に覆われた土地（自然林・人工林を含む）
	草地	草に覆われた土地
	農地(水田)	農地のうち水田として利用されている土地
	農地(畑)	農地のうち畑として利用されている土地
	屋上緑地	構造物上に植栽された樹木被覆地、草地等で面的に広がりをもつもの
	裸地	グラウンド、駐車場等の人工被覆以外の土地（工事中の裸地も含む）
	水面	河川、池などの水面とする。 恒常的に水が溜まっている池（噴水も含む）。 学校、公園のプールは含まない。



図序-3 緑被地の概要

③緑地とは

緑地とは、土地利用上の概念で、公園や緑地などの施設として整備された「施設緑地」と、法令により一定の区域を指定して土地利用を制限する「地域制緑地」に大きく区分され、さらに以下のように分類されます。

表序-2 緑地の分類

緑地	施設緑地	都市公園	都市公園	都市公園法で規定するもの	
		公共施設緑地	都市公園等	都市公園以外の公園 (市有 ^{※1} ・市管 ^{※2} ・公開 ^{※3})	市有地公園 河川・道路占用公園 緑道・遊歩道 等
				公園に準じる施設 (市管 ^{※2} ・公開 ^{※3})	加治丘陵保全地 谷田の泉保全地 牛沢カタクリ自生地 さいたま緑の森博物館 子ども広場・運動場等(民有地) 市民緑地 市民の森 市民農園 等
			公共公益施設植栽地等 (市有 ^{※1} ・市管 ^{※2})	学校植栽地(公立) 公共公益施設植栽地 道路植栽帯 等	
	民間施設緑地(民有 ^{※4} ・民管 ^{※5})	学校植栽地(私立) 寺社境内地(墓地・霊園含む) ゴルフ場 公開空地 屋上緑化空間(民間) 等			
	地域制緑地	法令による地域	緑地保全地域 特別緑地保全地区 近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区 河川区域(河川敷・水面) 保安林区域 地域森林計画対象民有林 農振農用地区域 生産緑地地区 県立自然公園 ふるさとの緑の景観地 保護樹林 等		
協定		緑地協定 等			

※1「市有」…土地を市・県等が所有している施設

※2「市管」…市・県等で設置・管理している施設

※3「公開」…市民に公開されている施設

※4「民有」…土地を民間が所有している施設

※5「民管」…民間で設置・管理している施設

(5) 緑の持つ機能

緑には、「人々の生活を支える」と「地域の歴史と文化を伝える」という2つの大きな恵みがあります。その恵みの一方で、生き物であるがゆえに、人間の思惑を超えるほどの生長、強風時における倒木や落枝、家屋への落ち葉被害などの困難な問題を引き起こします。

緑の持つ恵みと困難を双方から考え、持続的に機能を発揮できる緑を保全・創出していくことが求められます。

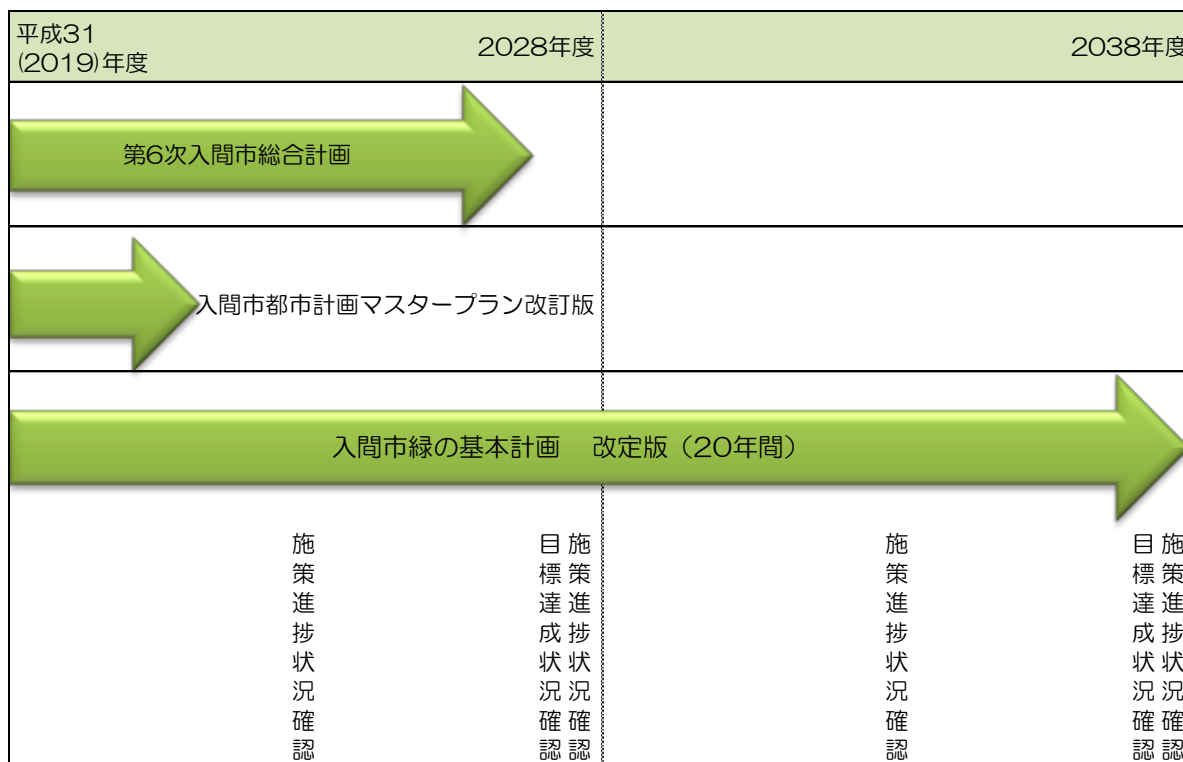
本計画では、緑が持つ機能を以下の4つの視点で捉えています。

<p>■環境保全機能</p> <p>植物の光合成や蒸発散作用によって、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、気温の低減効果によるヒートアイランド現象の緩和など、緑は都市環境を改善する役割を担っています。</p>	
<p>■レクリエーション機能</p> <p>公園緑地は、屋外での運動や遊びの場、散策や休憩の場となります。丘陵地の里山では、自然観察や自然体験などの自然とのふれあいの場となります。市民の余暇活動の多様化に伴い、緑は健康促進やコミュニケーション形成などに対応できる場を提供しています。</p>	
<p>■防災機能</p> <p>公園緑地やオープンスペースは、避難場所として活用されるなど防災機能を有しています。また、樹木や緑地は、延焼を遮断する効果もあり、都市に緑を適切に確保することで、安全性・防災性を高めることができます。</p>	
<p>■景観形成機能</p> <p>緑はまちにゆとりやうるおいを提供し、無機質な都市空間を和らげる効果があります。また、歴史や文化に関わる地域固有の緑を適切に活かすことで、個性と魅力ある景観が形成されます。</p>	

(6) 計画の期間

計画の目標年次は長期的な視野に立った目標が必要なことから20年後とし、また、計画初年度は平成31(2019)年度とします。よって、計画期間は平成31(2019)年度から2038年度となります。

但し、計画の中に位置付けられた施策を段階的かつ計画的に実施していくために、10年後の2028年度を中間年度とし、緑の現況調査を行い目標達成状況について確認します。また、5年ごとには各施策の進捗状況を確認するものとします。



図序-4 計画の期間

2. 計画改定の背景

緑の基本計画は平成12(2000)年に策定され(以下、「旧計画」という。)、概ね20年が経過しています。この間に少子高齢化の進展や人口減少社会への突入により、都市の魅力の減退や地域コミュニティの崩壊などが懸念されるなど、大きな社会の転換期を迎えています。

また、都市化の進展に伴う地下水涵養機能の低下や湧水の消失、ヒートアイランド現象の発生、生態系の変化など様々な環境問題の顕在化をはじめ、成熟社会を迎えて市民の価値観の多様化によるレクリエーションへのニーズの変化やボランティア活動等への市民参加意欲の高まりなど、緑を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

そのような社会状況や都市環境の変化を踏まえて、平成29年に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布されました。(表序-3 「平成元年(1989)年以降の緑に関する法制度等の制定と改正」を参照)

これらの法改正等に伴って、新たな時代に対応した緑の基本計画の改定が必要となります。

表序-3 平成元年（1989）年以降の緑に関する法律制度等の制定と改正

年	国・県	入間市
平成元（1989）年度 平成2（1990）年度 平成3（1991）年度	生産緑地法の改正 ・三大都市圏の特定市において「保全する農地」と「宅地化する農地」に区分「保全する農地」 ・生産緑地地区に指定し、長期間農地として管理「宅地化する農地」 ・固定資産税の宅地並み課税 ・相続税納税猶予の不適用により宅地化を促進	
平成4（1992）年度 平成5（1993）年度 平成6（1994）年度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正	
平成7（1995）年度 平成8（1996）年度 平成9（1997）年度 平成10（1998）年度	都市緑地法の改正 ・緑の基本計画制度の創設 ・緑地保全地区の指定対象緑地の追加 ・緑地保全地区内の土地の買入れ主体の追加 ・緑化協定の締結条件を拡充 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正 都市緑地法の改正 ・市民緑地制度、緑地管理機構制度の創設 ・緑化協定制度を緑地協定制度へ改定 生物多様性国家戦略の策定	第4次入間市総合振興計画の策定
平成11（1999）年度 平成12（2000）年度 平成13（2001）年度 平成14（2002）年度 平成15（2003）年度 平成16（2004）年度	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正 都市緑地法の改正 ・緑の基本計画の記載事項追加 ・緑の基本計画策定時に、公聴会等の住民意見を反映させる手続きを追加 ・管理協定制度の創設 ・市民緑地契約を締結して、管理できるよう制度を拡充 ・緑化施設整備計画認定制度の創設 ・緑地管理機構の指定の対象に特定非営利活動法人（NPO法人）を追加 ヒートアイランド政策大綱の策定	入間市緑の基本計画の策定 入間市環境基本計画（第一次計画） 入間市都市計画マスタープラン
平成17（2005）年度 平成18（2006）年度 平成19（2007）年度 平成20（2008）年度	都市公園法の改正 ・立体都市公園制度の創設 ・多様な主体による公園管理の仕組みの整備 ・監督処分に係る手続の整備 ・借地公園の整備の促進 都市緑地法の改正 ・緑地保全地域制度の創設 ・緑化地域制度の創設 ・地区計画等の活用（地区計画等緑地保全条例制度） ・地区計画等の活用（地区計画等緑化率条例制度） ・管理協定制度の拡充 ・市民緑地制度の拡充 景観法の制定 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正 埼玉県広域緑地計画の策定	第5次入間市総合振興計画の策定
平成21（2009）年度 平成22（2010）年度 平成23（2011）年度 平成24（2012）年度 平成25（2013）年度	生物多様性国家戦略2012-2020の策定 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の改正 ヒートアイランド政策大綱の改定	入間市都市計画マスタープランの改訂
平成26（2014）年度 平成27（2015）年度 平成28（2016）年度 平成29（2017）年度	都市農業振興基本法の制定 都市農業振興基本計画の策定 第二次埼玉県広域緑地計画の策定 都市公園法の改正 ・公募設置管理制度（Park-PFI）の創設 ・PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸 ・保育所等の占用物件への追加 ・公園の活性化に関する協議会の設置 都市緑地法の改正 ・緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充 ・市民緑地認定制度の創設 ・緑化地域制度の改正 ・緑地の定義への農地の明記 ・緑の基本計画の記載事項の追加 生産緑地法の改正 ・生産緑地地区の面積要件の引き下げ ・生産緑地地区における建築規制の緩和 ・特定生産緑地制度の創設	第二次入間市環境基本計画の策定 第6次入間市総合計画策定

3. 計画のフレーム

計画のフレームは次のとおりとします。

(1) 計画対象区域

計画対象区域（入間市全域）		
都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
4,469.0ha	1,568.4ha	2,900.6ha

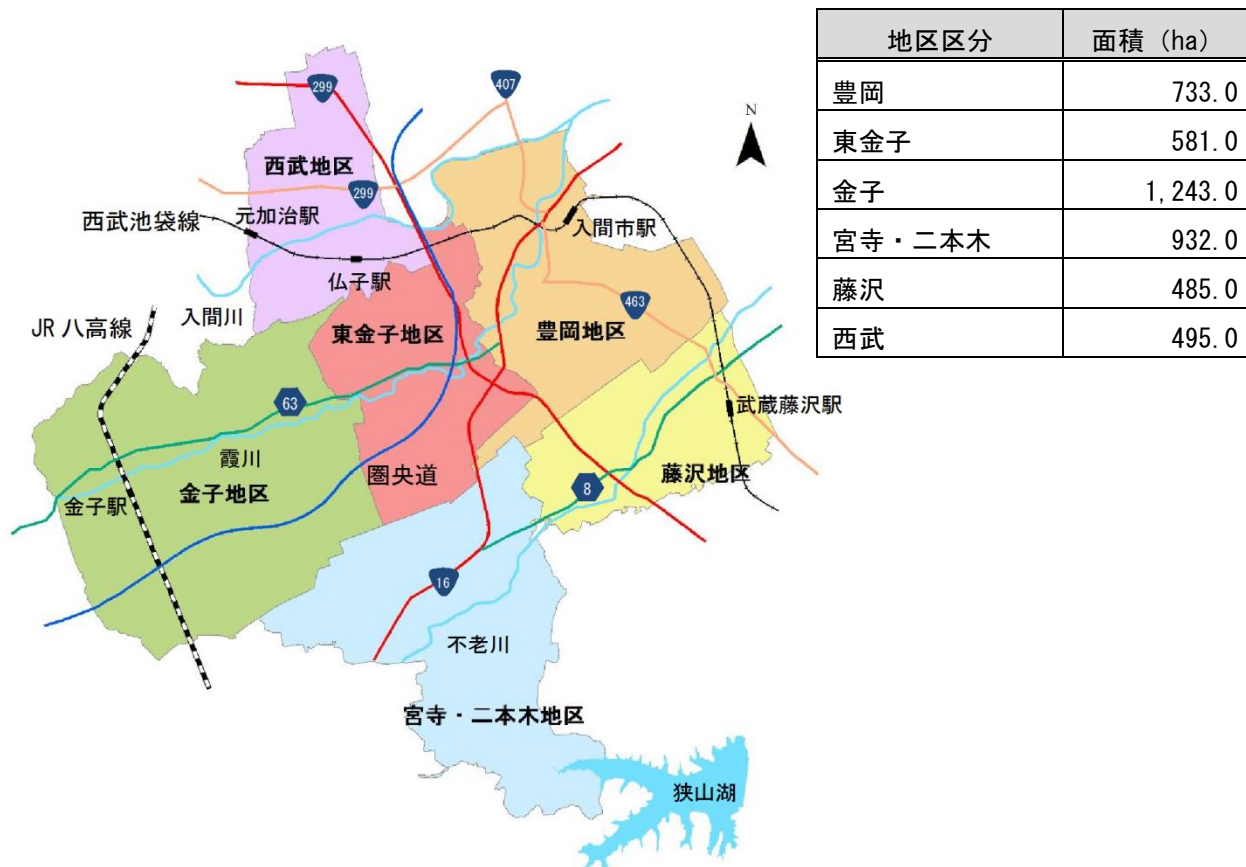
(2) 人口規模

年次	現況 平成 29（2017）年度末	中間年次 2028 年度末	目標年次 2038 年度末
人口規模	148,592 人	約 138,500 人	約 123,600 人

※将来人口規模は「入間市人口ビジョン 2015（平成 28（2016）年 3 月）」P29 表人口シミュレーションにおける「a.トレンド」の値を用いています。

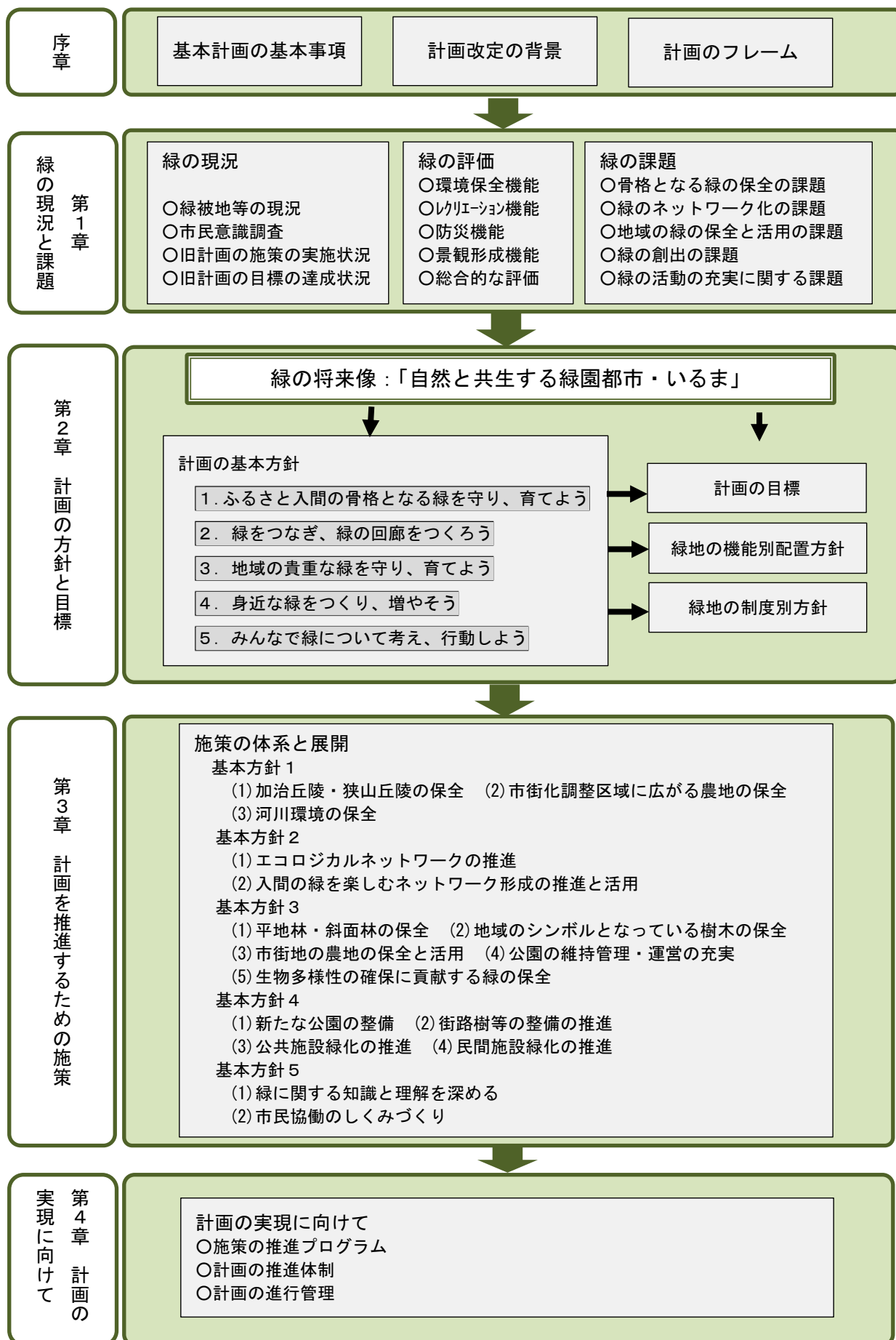
(3) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本市全域（4,469ha）とします。また地区区分は以下のような6地区とします。



図序-5 地区区分図

4. 計画の構成



第 1 章 緑の現況と課題

1. 緑の現況

(1) 本市の概況

①位置

本市は埼玉県の南西部に位置し、都心から北西約 40 km圏にあります。南北 9.8km、東西 9.3km ほどで面積は 44.69k m²、南東は所沢市、北東は狭山市、北西は飯能市、南西は東京都青梅市、南は東京都西多摩郡瑞穂町とそれぞれ接しています。



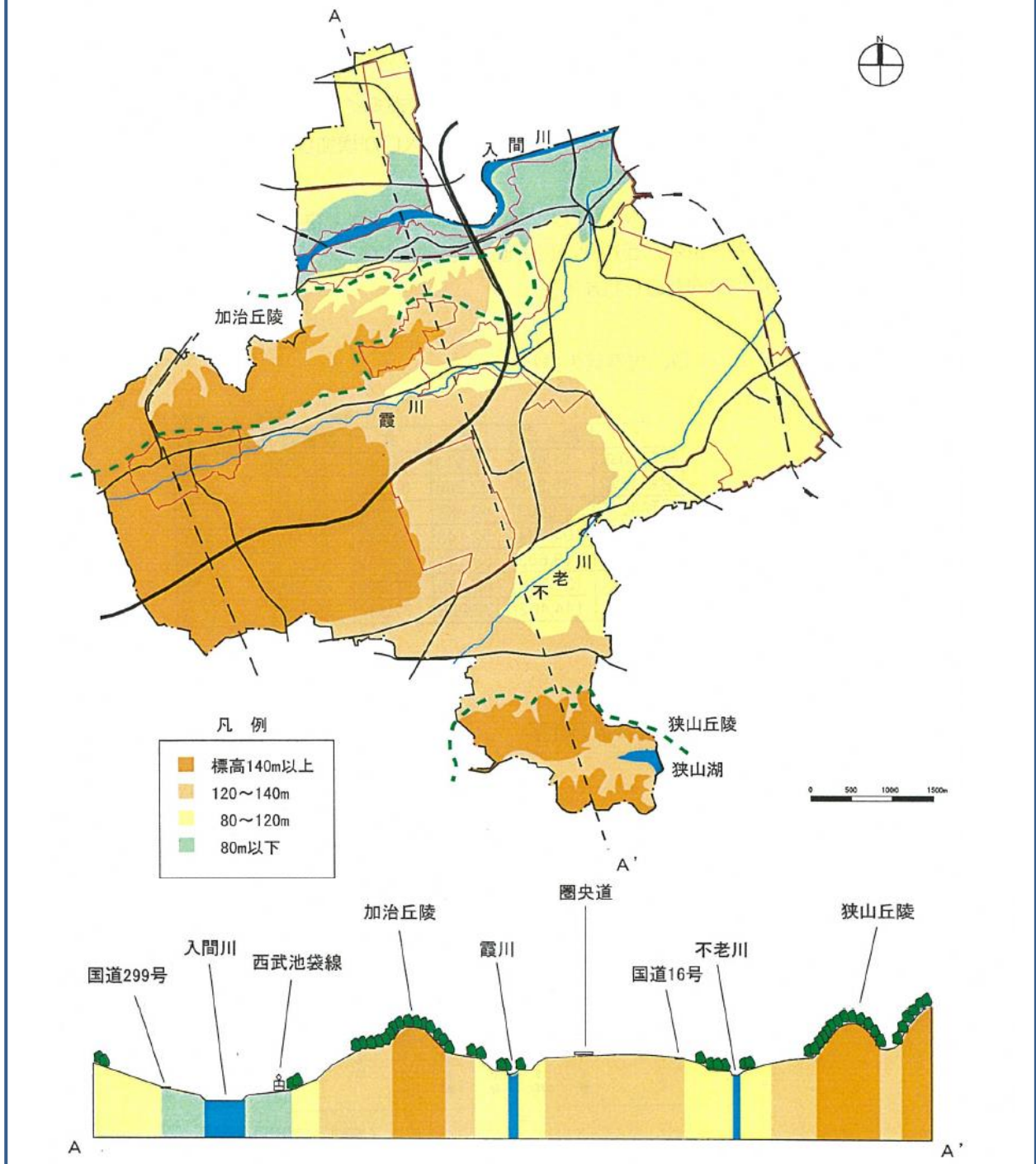
図 1-1 入間市の位置図

②地勢

本市は、関東平野の西へりに位置し、市の北部には関東山地より岬状に東にのびた加治丘陵（最高地点標高 203.5m）が、南部には平野の中に孤立した狭山丘陵（最高地点標高 182m）があり、2つの丘陵の間は緩やかな傾斜の平坦な台地になっています。

地質としては、台地部分は関東ローム層（火山灰）であり、その下には砂利の地層があります。加治丘陵と狭山丘陵の稜線付近には、豊岡礫層と芋窪礫層があり、その下には、飯能礫層と仏子層（狭山層・泥の地層）がみられます。

地形概要図及び地形概略断面図



資料：「入間市の自然」 pp. 6-7 (入間市、1997年3月)

図 1-2 地形概要図及び地形概略断面図

③自然環境

本市は秩父山地が次第に低くなり、関東平野に移行する、その末端に位置しています。そのため、市域には丘陵、台地、段丘などが多く、その間を入間川、霞川、不老川に代表される大小の河川が流れており、地勢の変化に富んでいます。

本市の代表的な自然環境である加治丘陵は秩父地方から東方へ突き出た丘陵地であり、本市の西部木蓮寺から高倉までおよそ7kmにわたってなだらかに傾斜をしています。自然環境の質は大変高く、豊かな自然環境でなければ生息できない多くの種や植物群落が観察されています。

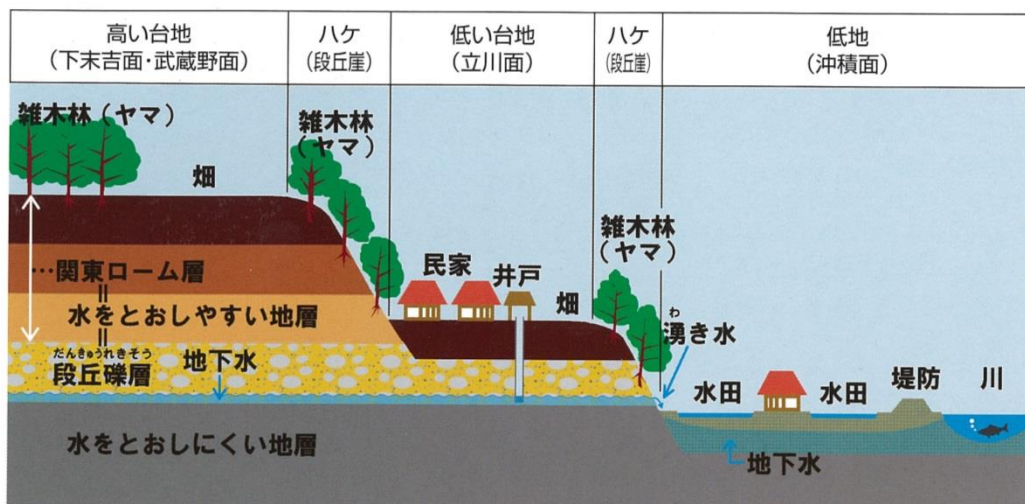
狭山丘陵は武蔵野台地東京都瑞穂町の六道山から所沢市久米の將軍塚までおよそ10kmにわたってなだらかな傾斜をしています。狭山丘陵も加治丘陵と同様に豊かな自然環境を有しており、本市の代表的な自然環境のひとつです。

河川では入間川、霞川、不老川が代表的な一級河川です。入間川は大持山の南東斜面を源流として、名栗村・飯能市・東京都青梅市の山や丘陵から流れ出す水を集め、埼玉県南部を東～北東へ流れ、川越市で荒川と合流する長さ67.4kmの河川であり、市域では最も川幅が広く、河川敷の草地や河畔林もあります。

霞川は加治丘陵と金子の茶畑の間を流れており、市域では最も長い河川です。

不老川は東京都瑞穂町から、狭山丘陵と武蔵野台地の間を流れ、川越市で新河岸川に合流しています。川幅も小さく、土手もゆるやかな河川のため、水のすぐ側を歩くことができ、自然環境と親しむことができます。

また、本市の自然環境の特徴として、段丘崖斜面と湧水があります。入間川、霞川、不老川沿いには段丘崖斜面が連なっており、斜面地のため農地や宅地に利用しにくいことから、樹林地として残されている場所が多く、緑の帯となっています。段丘崖をつくる段丘礫層やその上を覆う関東ローム層は水はけがよく、段丘面に降った雨は地下に浸透して地下水となります。地下水脈が段丘崖で途切れると、そこから湧水となって湧き出すため、段丘崖には多くの湧水が見られます。そして、北向きの斜面では局地的に夏でも土壌温度が低く保たれており、かつて氷期に生育していた生き物が現在も生き残っています。その代表例がカタクリで、牛沢カタクリ自生地では周辺の自然環境とともに一体的な保全に取り組んでいます。

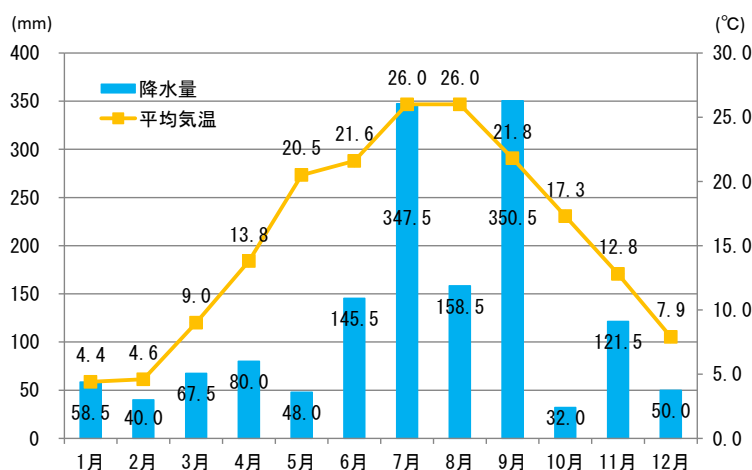


資料：アリティェスタ 2010 特別展 野生植物が語る武蔵野の景観(入間市博物館 平成 22(2010)年)

図 1-3 地形と土地利用の関係模式図

④気象

本市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥となる内陸性太平洋気候です。平成 27 (2015) 年の年平均気温は 15.5℃、最高気温は 38.2℃、最低気温は -5.2℃、年間降水量は 1,499.5 mmとなっています。また、直近 21 年間の気象概況では、平均気温は 14.9℃、年間平均降水量は 1,444.3 mmとなっています。



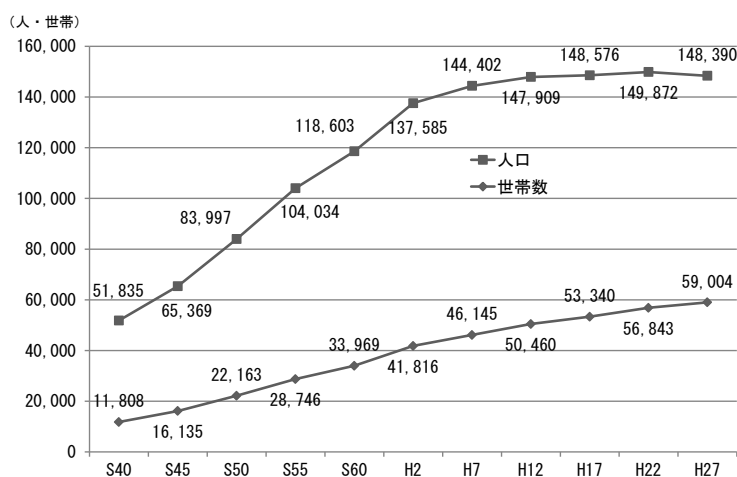
資料：入間市統計書

図 1-4 平成 27 年度における月別気温と降水量

全国的な気象の傾向と比較すると顕著な傾向は見られませんが、局所的に地球温暖化やヒートアイランド現象などが原因と思われる気温上昇や集中豪雨などの影響が現れています。

⑤人口

平成 27 (2015) 年の本市の人口は 148,390 人、世帯数は 59,004 世帯です。昭和 40 (1965) 年から平成 2 (1990) 年までの間に、人口は約 86,000 人に増加しています。その後は平成 22 (2010) 年までは微増傾向にありましたが、平成 22 (2010) 年以降は減少に転じています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

図 1-5 人口・世帯数の推移

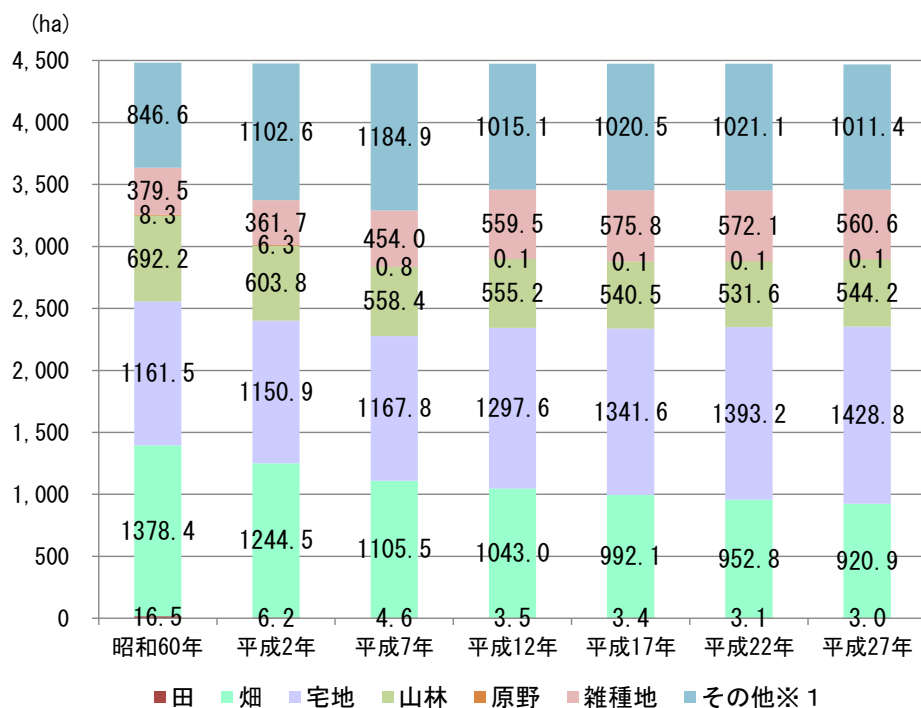
一方、世帯数は人口の増減によらず増加傾向で推移しており、世帯員数では減少が続き、平成 27 (2015) 年では 2.51 人となっています。

人口の年齢構成では、平成 27 (2015) 年現在、年少人口 (14 歳以下) は 18,610 人、生産年齢人口 (15 歳以上~64 歳以下) は 91,488 人、老年人口 (65 歳以上) は 38,075 人となっています。総人口における年少人口と生産年齢人口の割合は、昭和 40 (1965) 年と比べ減少しています。対照的に老年人口の割合は平成 27 (2015) 年では 25.7%であり、昭和 40 (1965) 年時の 5.2%と比較して 5 倍以上の増加となっています。

⑥土地利用

本市は市全域が都市計画区域(4,469.00ha)で、市街化区域が約35%(1,568.40ha)、市街化調整区域が約65%(2,900.60ha)となっています。

地目別にみると、田、畑、山林、原野が減少傾向であり、宅地、道路等の公共用地は増加傾向にあります。



※1 道路、河川、その他の公共用地

図 1-6 地目別面積の推移

(2) 緑被地の現況

①緑被地と緑被率

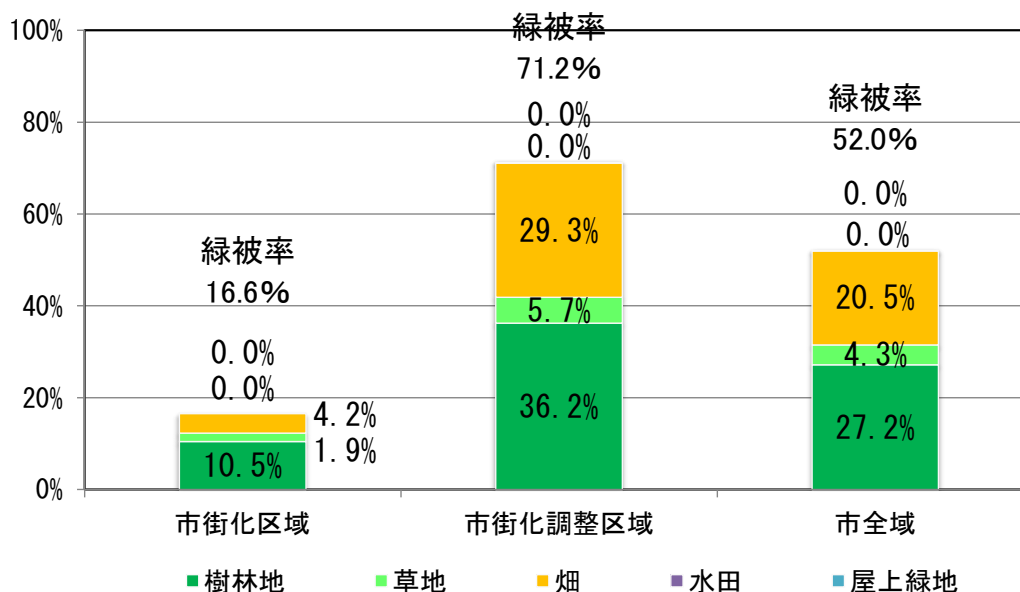
本市の市全域面積（4,469.00ha）のうち、緑被地面積は 2,325.47ha、緑被率（市全域面積に対する緑被地面積の割合）は 52.0%です。その構成は約5割が樹林地、約4割が畑となっています。

区域区別では、市街化区域の緑被地面積は 260.04ha、緑被率 16.6%であり、市街化調整区域の緑被地面積は 2,065.43ha、緑被率 71.2%です。丘陵地や広大な茶畑のある市街化調整区域に対して、市街化区域にはまとまった緑被地が少なく、市街化調整区域よりも緑被率が低い状況です。

表 1-1 区域区別の緑被地面積

区分		市街化区域		市街化調整区域		市全域	
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
緑被地	樹林地	164.01	10.5	1,050.87	36.2	1,214.88	27.2
	草地	29.26	1.9	164.20	5.7	193.45	4.3
	畑	66.42	4.2	849.80	29.3	916.21	20.5
	水田	0.00	0.0	0.45	0.0	0.45	0.0
	屋上緑地	0.35	0.0	0.12	0.0	0.47	0.0
	緑被地計（緑被率）	260.04	16.6	2,065.43	71.2	2,325.47	52.0
自然面地	水面	7.79	0.5	28.09	1.0	35.88	0.8
	裸地	23.81	1.5	39.57	1.4	63.38	1.4
	自然面計（自然面率）	291.64	18.6	2,133.09	73.5	2,424.73	54.3
非自然面地		1,276.76	81.4	767.51	26.5	2,044.27	45.7
市街化区域面積 (ha)		1,568.40					
市街化調整区域面積 (ha)		2,900.60					
市全域面積 (ha)		4,469.00					

※四捨五入により合計値が合わない場合があります
平成 29（2017）年度現況調査による



平成 29（2017）年度現況調査による

図 1-7 本市の緑被率

②他都市との比較

本市と県内他都市の緑被率は表 1-2 のとおりとなります。なお、調査年、調査精度がそれぞれ異なるため、参考値となります。

本市と同様に他都市においても、市街化区域と市街化調整区域の緑被率を比較すると、市街化区域の緑被率が低くなっています。

表 1-2 他都市の緑被率

自治体名	市街化区域		市全域 緑被率	調査年次
	市街化区域 緑被率	市街化調整区域 緑被率		
入間市	16.6%	71.2%	52.0%	平成29年
所沢市	15.3%	63.2%	45.0%	平成22年
戸田市	21.5%	86.2%	38.8%	平成26年
さいたま市	23.3%	67.4%	43.7%	平成22年
越谷市	9.6%	47.3%	29.4%	平成26年

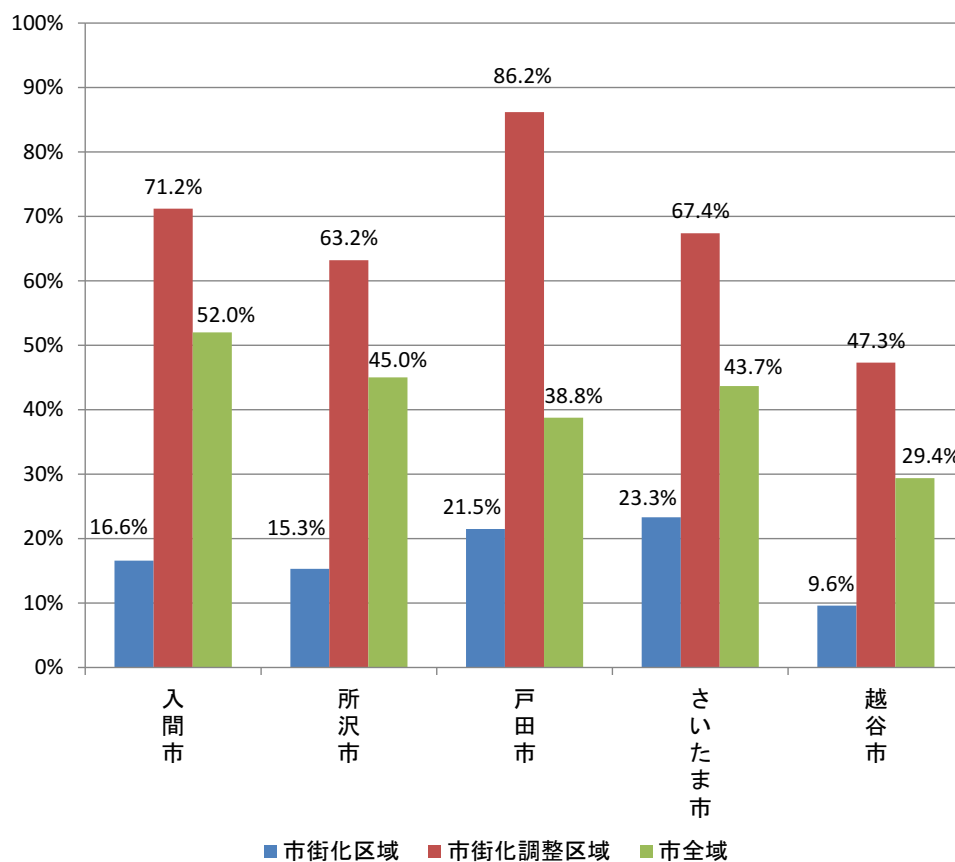


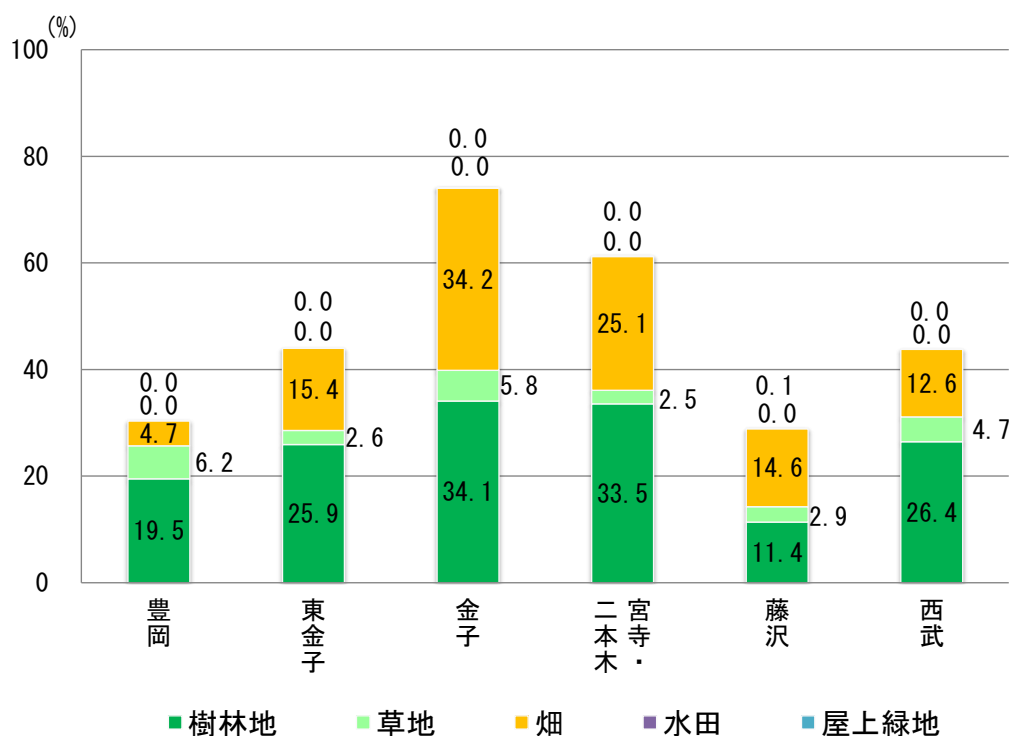
図 1-8 他都市の緑被率

③地区別の緑被率

本市の地区別の緑被率では、金子地区が最も高く74.0%、次いで宮寺・二本木が61.2%でした。これらの地域は丘陵地や茶畑が広がっており、他地区と比較して特に農地の割合が高くなっています。

また、東金子地区の緑被率が44.0%、西武地区が43.7%で、加治丘陵の樹林地や、霞川や入間川沿いにも、まとまった樹林地がみられます。

豊岡地区の緑被率は30.4%、藤沢地区は29.0%と低くなっています。これらの地区は市街化区域の占める割合が高く、本市の中心市街地を形成しており、まとまった緑が少ない地区となっています。



平成 29 (2017) 年度現況調査による

図 1-9 地区別の緑被率

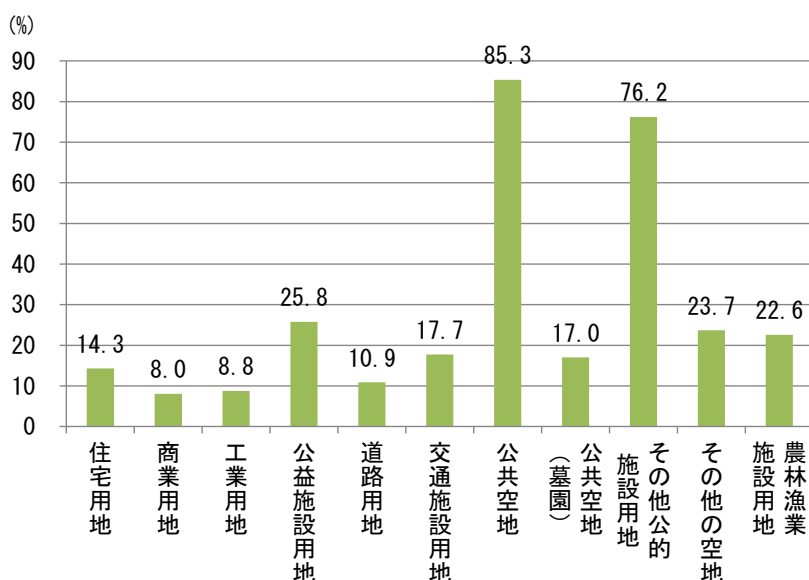
④土地利用別の緑被率

都市計画基礎調査における土地利用分類のうち、都市的土地利用の緑被率では、面積が最も大きい住宅用地は 14.3%、商業用地は 8.0%、工業用地は 8.8%でした。一方、公益施設用地の緑被率は 25.8%であり、住宅用地等の私有地と比較して高いことが分かります。また、比較的面積規模の大きい道路用地の緑被率は 10.9%でした。

表 1-3 都市的土地利用別の緑被率

都市的土地利用	面積 (ha)	緑被地 (ha)	緑被率 (%)
住宅用地	998.71	143.02	14.3
商業用地	163.72	13.16	8.0
工業用地	256.22	22.49	8.8
公益施設用地	209.44	54.00	25.8
道路用地	485.39	52.94	10.9
交通施設用地	18.64	3.31	17.7
公共空地 (公園・緑地、広場、運動場、ゴルフ場)	288.63	246.27	85.3
公共空地(墓園)	28.13	4.79	17.0
その他公的施設用地	47.61	36.27	76.2
その他の空地 (改変工事中の土地、更地、残土資材置き場)	185.63	43.98	23.7
農林漁業施設用地	6.26	1.41	22.6

面積は都市計画基礎調査(平成 27(2015)年)による
緑被地面積は平成 29(2017)年度現況調査による



平成 29 (2017) 年度現況調査による

図 1-10 都市的土地利用別の緑被率

⑤公共公益施設緑化の現況

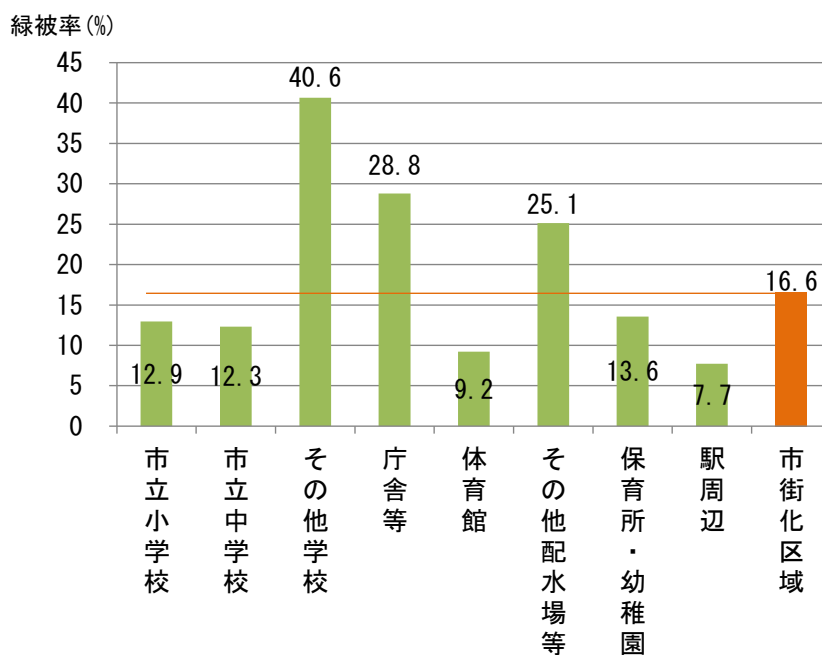
本市の公共公益施設の緑化状況では、市立小学校全体の緑被率が12.9%、市立中学校全体の緑被率が12.3%、庁舎等が28.8%、保育所・幼稚園が13.6%でした。学校や保育所・幼稚園は校舎や校庭などの施設が必要となるため、緑被率は12~13%台となっています。また、公共公益施設では、博物館や市庁舎など緑地の多い施設があり、市街化区域全体の緑被率16.6%よりも高いことが分かります。

表 1-4 公共公益施設の緑被率

分類	施設数	敷地面積 (㎡)	緑被地面積 (㎡)	緑被率 (%)
市立小学校	16	325,797	42,148	12.9
市立中学校	11	290,396	35,726	12.3
その他学校	9	355,609	144,510	40.6
庁舎等	32	188,773	54,331	28.8
体育館	6	39,122	3,601	9.2
その他配水場等	8	63,439	15,949	25.1
保育所・幼稚園	35	84,219	11,425	13.6
駅周辺	4	106,954	8,243	7.7
市街化区域		15,684,000	2,600,400	16.6

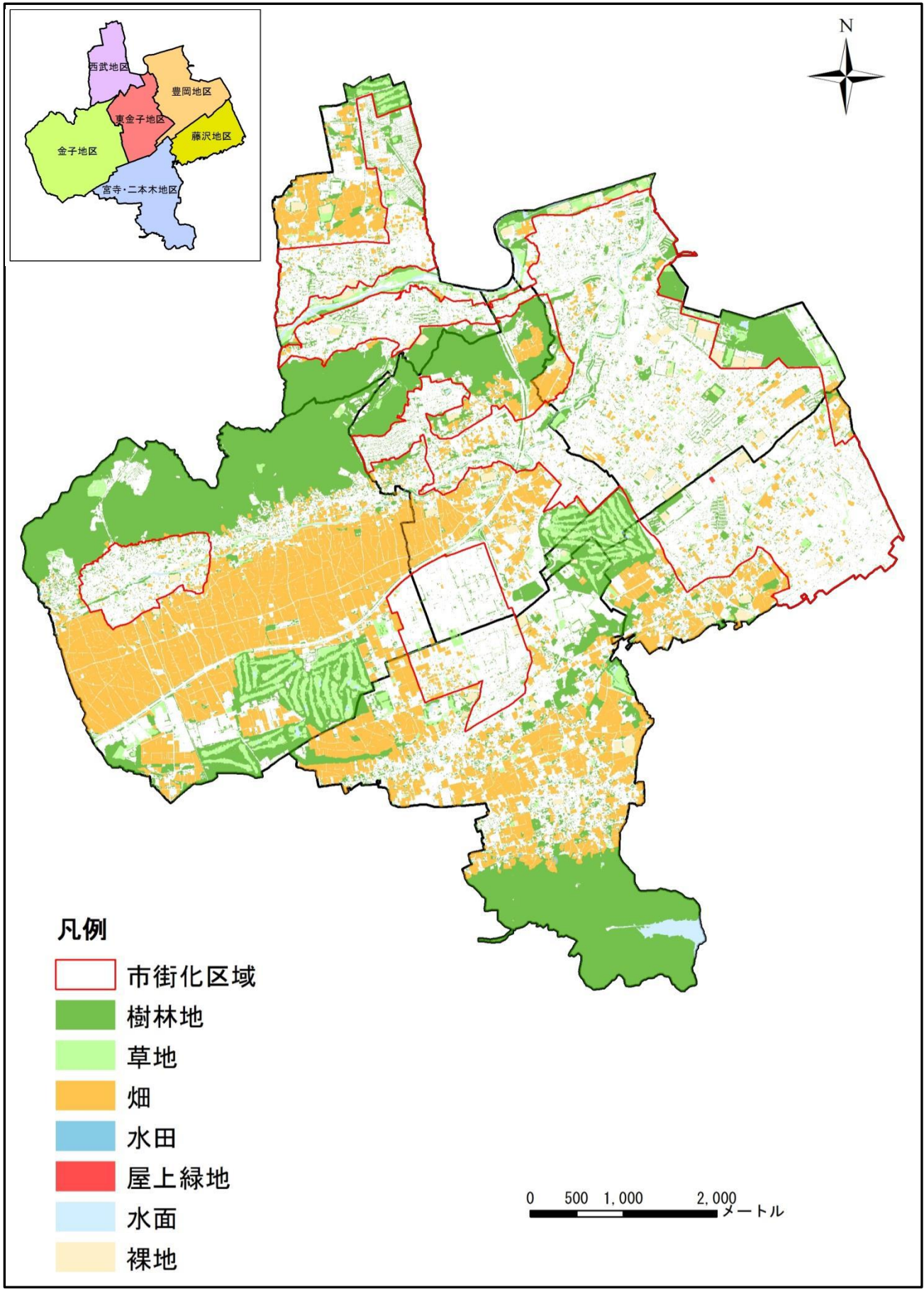
※その他学校：高等学校（県立・私立）、大学、各種学校

※その他配水場等：総合クリーンセンター・リサイクルプラザ、最終処分場、配水場
平成 29（2017）年度現況調査による



平成 29（2017）年度現況調査による

図 1-11 公共公益施設の緑被率



平成 29 (2017) 年度現況調査による

図 1-12 市全域の緑被地等分布図

(3) 樹林地の現況

本市の樹林地は樹林地面積が 1,214.88ha（表 1-1 参照）で、そのうち面積が 1,000 m²以上の樹林地は、1,033.19ha となっています。

平成9（1997）年からの推移では、樹林地全体の面積は増加しています。しかし、市街化区域の樹林地では、平成9（1997）年が 88.20ha、平成29（2017）年では 65.15ha で、20 年間に約 20ha 樹林地面積が減少しました。

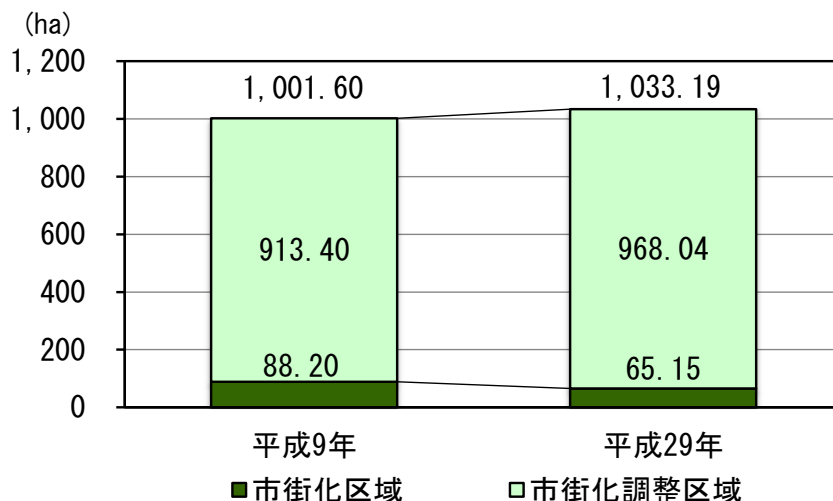


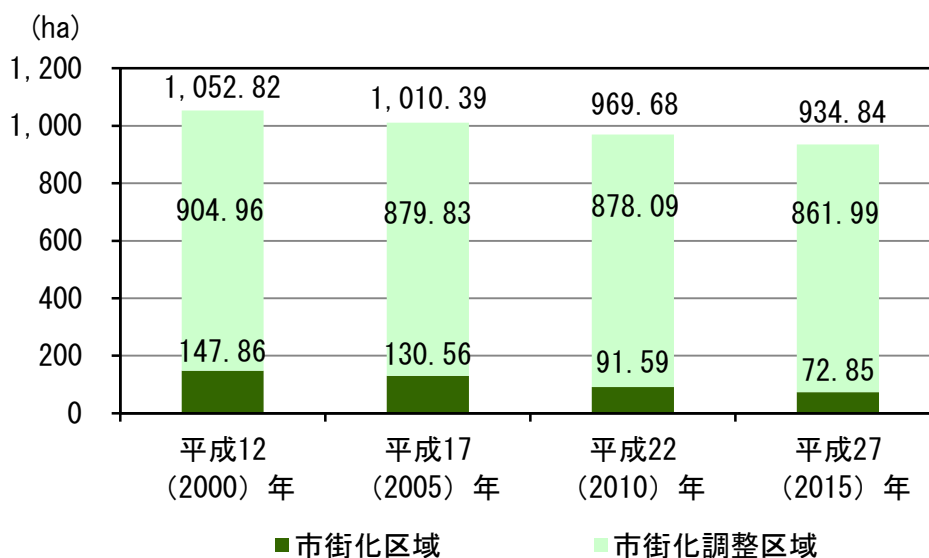
図 1-13 1,000 m²以上の樹林地面積の推移

(4) 農地の現況

都市計画基礎調査（平成27（2015）年）による市全域の農地面積は 934.84 ha あり、農地率（区域面積に対する農地面積の割合）は 20.92% でした。このうち、市街化区域内の農地は 72.84ha、市街化調整区域内の農地は 862.00ha でした。

農地の推移では市街化区域、市街化調整区域ともに減少傾向です。平成12（2000）年との比較では、市街化区域では 147.86ha から約 75ha の減少、市街化調整区域では約 43ha の減少で、特に市街化区域の減少が大きいことがわかります。

生産緑地地区の都市計画決定面積は、平成4（1992）年は 30.21ha でしたが、平成29（2017）年では 21.44ha と、約 10ha の減少となっています。



各年の都市計画基礎調査による

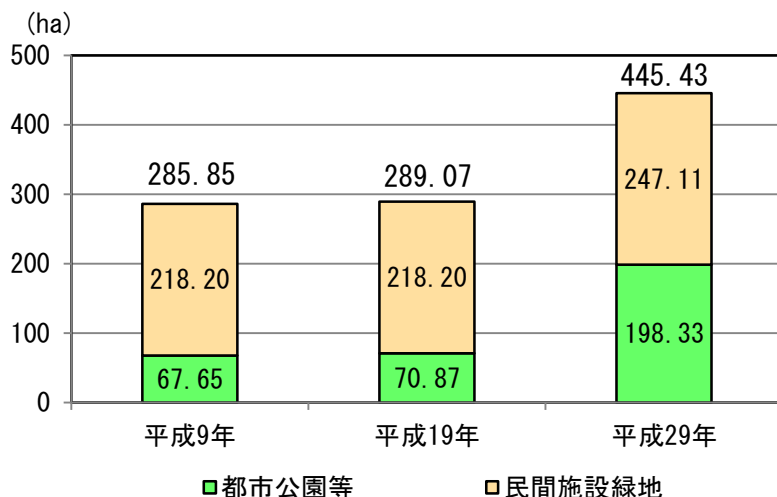
図 1-14 市街化区域・市街化調整区域別の農地面積の推移

(5) 緑地の現況

施設緑地と地域制緑地を合わせた緑地現況量は、平成 29 (2017) 年では市街化区域で 60.29ha、市街化調整区域で 1,856.56ha、市全域では 1,916.85ha となっています。緑地率 (区域面積に対する緑地面積の割合) は市街化区域で 3.84%、市街化調整区域で 64.01%、市全域では 42.89%でした。

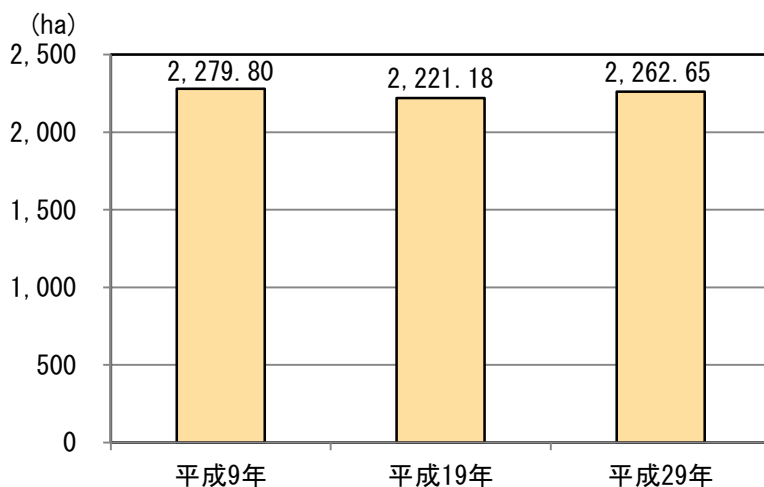
本市の緑地は、近郊緑地保全区域に指定されている加治丘陵と狭山丘陵、農振農用地区域に指定されている金子地区を中心に広がる農地が主体となっています。市街化区域では都市公園、保護樹林、生産緑地地区等の小規模な緑地が点在しています。

緑地現況量は平成 9 (1997) 年が 1,782.36ha、平成 19 (2007) 年が 1,615.71ha、平成 29 (2017) 年が 1,916.85ha と推移しています。施設緑地面積の増加については、都市公園等の整備によるものの他、保全緑地を都市公園等の対象としたこと、墓地・霊園を社寺境内地の対象としたことによるものです。地域制緑地では生産緑地地区、農振農用地区域、地域森林計画対象民有林、保護樹林等の民有地の緑地は減少しています。緑地全体としては、近郊緑地保全区域の指定面積の訂正、地域制緑地間および施設緑地と地域制緑地の重複面積の精査によって、平成 29 (2017) 年の緑地面積は 1,916.85ha となっています。



平成 30 (2018) 年 3 月末時点

図 1-15 施設緑地の推移



平成 30 (2018) 年 3 月末時点

図 1-16 地域制緑地の推移

表 1-5 緑地現況量の推移

緑地の種類		平成9年			平成19年			平成29年			
		市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
施設 緑地計	都市公園	街区公園	5.13	0.00	5.13	7.30	1.24	8.54	7.78	1.25	9.02
		近隣公園	9.03	2.86	11.89	8.98	3.00	11.98	8.99	3.00	11.99
		地区公園	0.00	10.53	10.53	0.00	10.81	10.81	0.00	10.81	10.81
		総合公園	0.00	19.50	19.50	0.00	19.46	19.46	0.00	19.47	19.47
		小計	14.16	32.89	47.05	16.28	34.51	50.79	16.77	34.52	51.29
	都市公園 以外の公園	市有地公園	5.32	1.07	6.39	4.33	0.61	4.94	4.73	0.86	5.58
		占用公園	0.08	1.46	1.54	0.91	1.93	2.84	0.15	2.68	2.83
		緑道・遊歩道	0.00	0.00	0.00	0.48	0.00	0.48	0.51	0.52	1.03
		小計	5.40	2.53	7.93	5.72	2.54	8.26	5.39	4.05	9.45
	公園 に準 じる 施設	保全緑地	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	127.53	127.53
		市民の森	0.54	0.63	1.17	0.54	0.82	1.36	0.00	1.04	1.04
		市民農園	0.38	1.46	1.84	0.38	2.09	2.47	0.38	1.99	2.37
		運動場等(民有地)	1.78	4.21	5.99	0.25	4.83	5.08	0.10	3.97	4.08
		子ども広場(公会堂敷地等)	2.19	1.48	3.67	0.21	0.60	0.81	0.26	0.57	0.83
		子ども広場等(民有地)				1.84	0.26	2.10	1.49	0.26	1.75
		小計	4.89	7.78	12.67	3.22	8.60	11.82	2.23	135.36	137.59
		計	24.45	43.20	67.65	25.22	45.65	70.87	24.39	173.94	198.33
	民間施 設緑地	寺社境内地	6.90	5.50	12.40	6.90	5.50	12.40	11.02	30.28	41.31
		ゴルフ場	0.00	205.80	205.80	0.00	205.80	205.80	0.00	205.80	205.80
		小計	6.90	211.30	218.20	6.90	211.30	218.20	11.02	236.08	247.11
施設緑地計		31.35	254.50	285.85	32.12	256.95	289.07	35.41	410.02	445.43	
地域 制緑地	法	近郊緑地保全区域	0.00	548.00	548.00	0.00	548.00	548.00	0.00	638.00	638.00
		生産緑地地区	30.16	0.00	30.16	26.52	0.00	26.52	21.71	0.00	21.71
		県立自然公園	0.00	207.00	207.00	0.00	207.00	207.00	0.00	207.00	207.00
		農振農用地区域	0.00	777.50	777.50	0.00	745.90	745.90	0.00	734.90	734.90
		保安林区域	0.00	8.37	8.37	0.00	8.37	8.37	0.10	4.96	5.06
		地域森林計画対象民有林	21.86	678.14	700.00	0.00	678.14	678.14	0.01	651.47	651.48
		小計	52.02	2,219.01	2,271.03	26.52	2,187.41	2,213.93	21.82	2,236.33	2,258.15
	条例	保護樹林	8.51	0.26	8.77	5.80	1.45	7.25	3.46	1.04	4.50
		計	60.53	2,219.27	2,279.80	32.32	2,188.86	2,221.18	25.28	2,237.37	2,262.65
		地域制緑地間の重複	2.95	741.29	744.24	3.51	741.78	745.29	0.00	653.05	653.05
	地域制緑地計	57.58	1,477.98	1,535.56	28.81	1,447.08	1,475.89	25.28	1,584.33	1,609.61	
	緑地計	88.93	1,732.48	1,821.41	60.93	1,704.03	1,764.96	60.69	1,994.35	2,055.04	
	施設緑地・地域制緑地の重複	13.33	25.72	39.05	13.33	135.92	149.25	0.41	137.79	138.19	
	緑地 総計	75.60	1,706.76	1,782.36	47.60	1,568.11	1,615.71	60.29	1,856.56	1,916.85	

※平成 30 (2018) 年 3 月末時点
 ※県立自然公園の面積は県立奥武蔵自然公園を除く面積です
 ※近郊緑地保全区域の面積の増加は数字訂正によるものです
 ※地域森林計画対象民有林の面積は保安林区域を除く面積です
 ※四捨五入により合計値が合わない場合があります

① 都市公園等の整備状況

市全域の都市公園は 52 箇所、51.29ha が整備されています。都市公園以外の公園および公園に準じる施設を合わせた都市公園等では、252 箇所、198.33ha となります。なお、都市緑地である加治丘陵さとやま自然公園は、未告示公園ですが一部供用を開始しており、この公園面積を加えると 256.65ha となります。

また、平成 30（2018）年 3 月 31 日時点の本市の一人当りの都市公園面積は 3.45 m²/人です。平成 28（2016）年 3 月 31 日時点の埼玉県全体の都市公園の一人当り面積では 6.85 m²/人、狭山市 6.20 m²/人、所沢市 3.97 m²/人であることから、県や近隣市と比較する低い状況です。

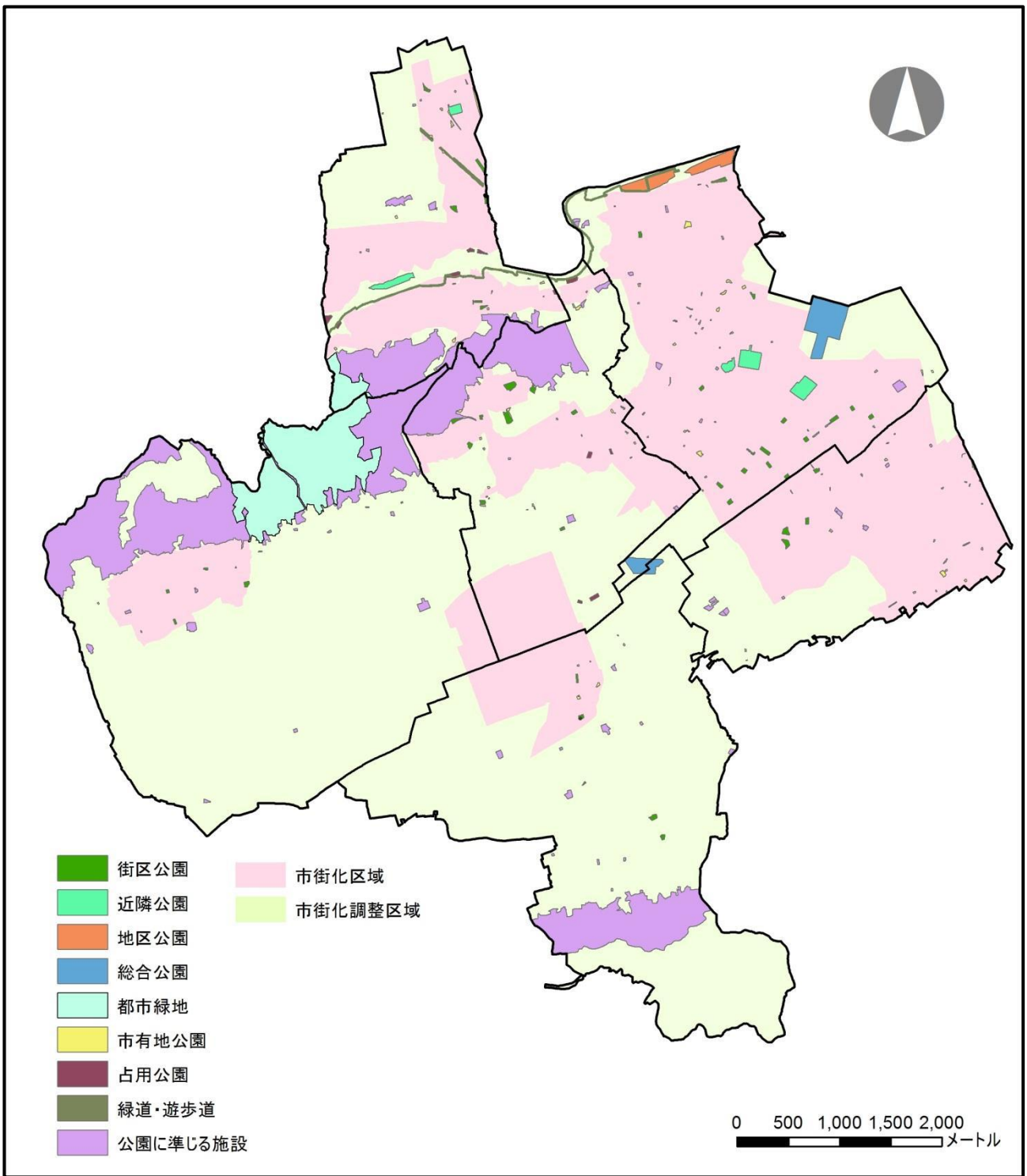


埼玉県調査(平成 28 年 3 月 31 日現在)、入間市は平成 30 年 3 月 31 日現在

図 1-17 一人当りの都市公園面積

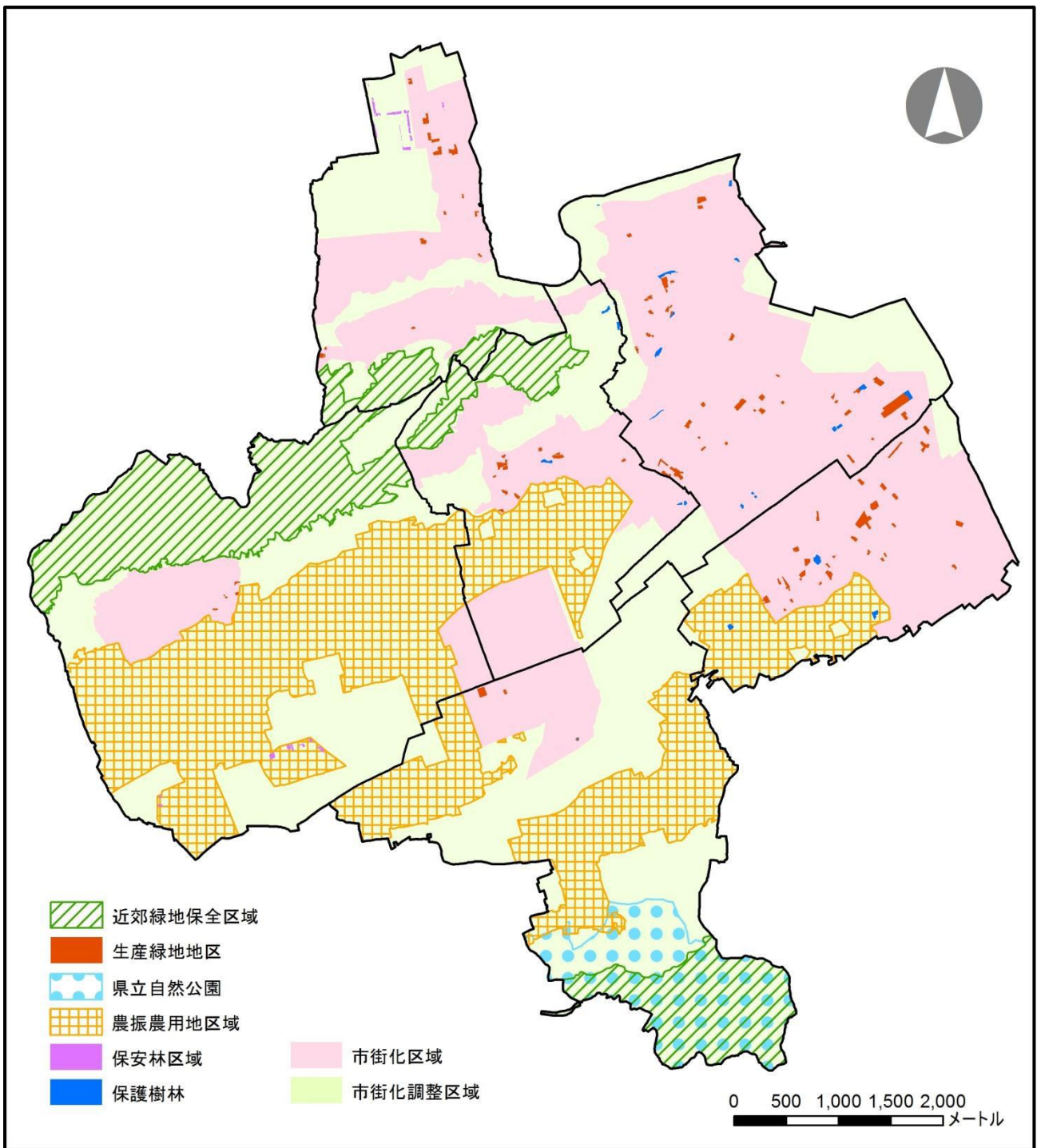
② 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地は、法によるものとして近郊緑地保全区域（638.00ha）、生産緑地地区（21.71ha）、県立自然公園（207.00ha）、農振農用地区域（734.90ha）、保安林区域（5.06ha）、地域森林計画対象民有林（651.48ha）、条例によるものとして保護樹林（4.50ha）があります。



平成 30 (2018) 年 3 月末時点
「都市緑地：加治丘陵さとやま自然公園」および「公園に準じる施設：加治丘陵保全地」は
供用区域ではなく計画決定区域を示します。

図 1-18 都市公園等現況図



平成 30 (2018) 年 3 月末時点
 県立奥武蔵自然公園は区域が広く市街化区域を含むため地域制緑地の対象外とします。

図 1-19 地域制緑地現況図

2. 市民意識

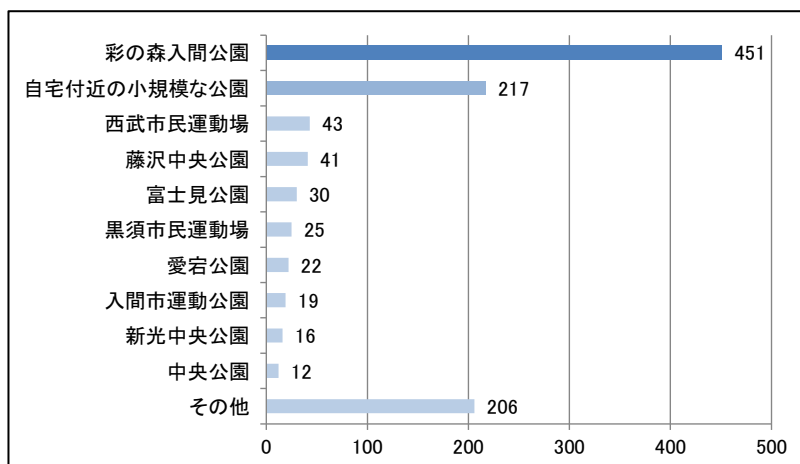
①市民アンケート結果

市内在住の20歳以上の市民2,000名を対象に、緑に関する市民アンケートを行いました。調査方法は郵送による配布、回収とし、有効回収数は1,152通、回収率は57.6%でした。

【設問1】あなたがよく利用する公園はどこですか。

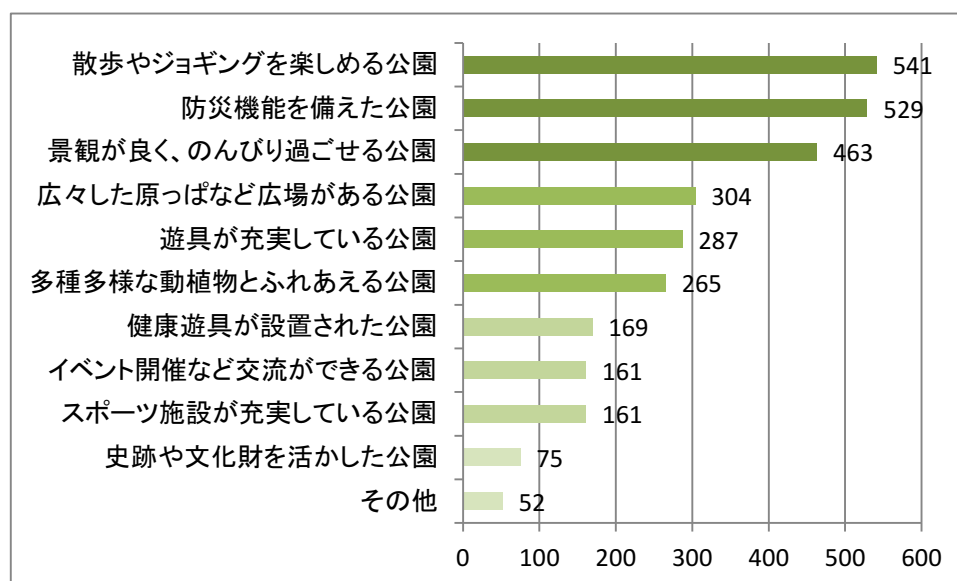
アンケート結果では「彩の森入間公園」が最も利用頻度が高く、次いで「自宅付近の小規模な公園」でした。

規模の大きい公園とともに、身近にある公園を利用していることが分かります。



【設問2】新しく公園ができるとしたら、どのような公園が良いと思いますか。(3つ以内で回答)

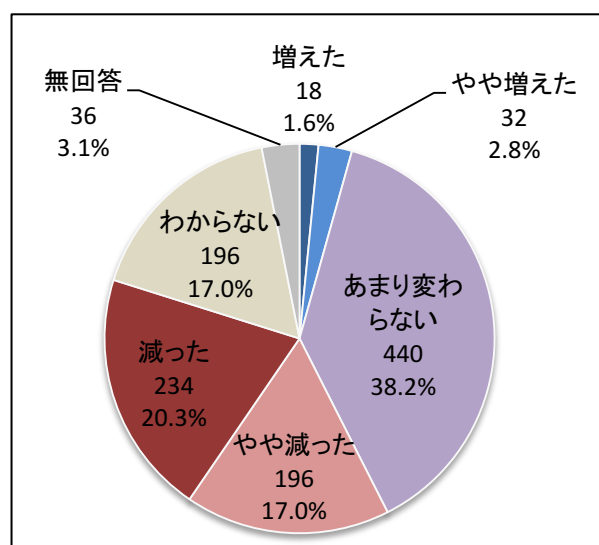
アンケート結果では新しく公園ができるとしたら、「散歩やジョギングを楽しめる公園」、「防災機能を備えた公園」、「景観が良く、のんびり過ごせる公園」がよいとの意見が多くなりました。



【設問3】 入間市の緑の量は10年前と比べて増えていると感じますか。

アンケート結果では10年前と比べて緑の量に変化を感じない人が最も多く、およそ4割でした。緑の量が増えた、やや増えたとの回答は4.4%、一方、減った、やや減ったとの回答は37.3%でした。

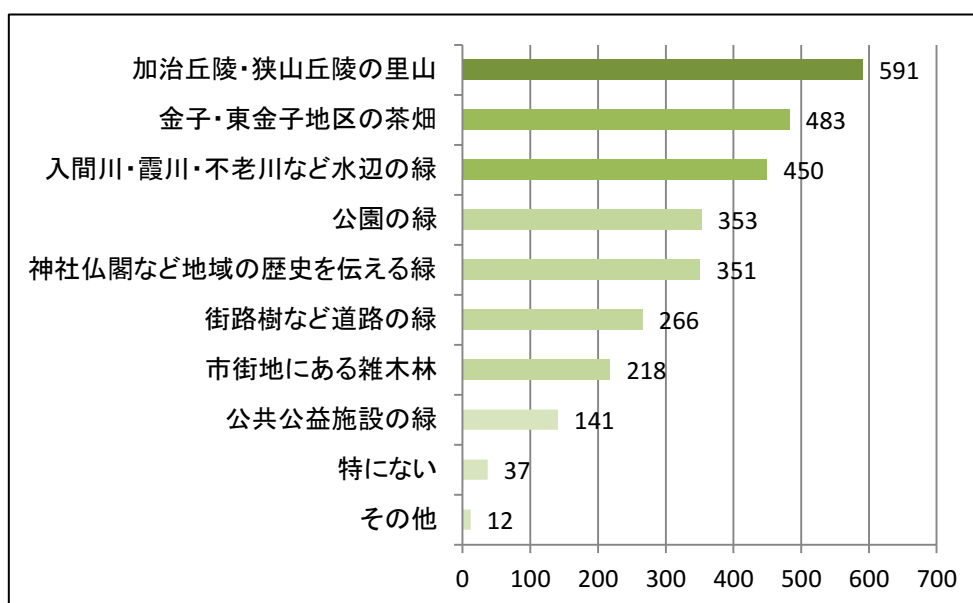
市民の多くが、10年前と比べて緑の量は変わらない、または減っていると感じていることが分かりました。



【設問4】 あなたが将来に残しておきたいと思う緑は何ですか。(3つ以内で回答)

アンケート結果では、将来残しておきたい緑として「加治丘陵・狭山丘陵の里山」が最も多く、次いで「金子・東金子地区の茶畑」、「入間川・霞川・不老川などの水辺の緑」の順でした。

丘陵地や広大な茶畑、河川などの水辺は、本市の緑のシンボルであり、将来に残しておきたいという意見が多いことが分かりました。

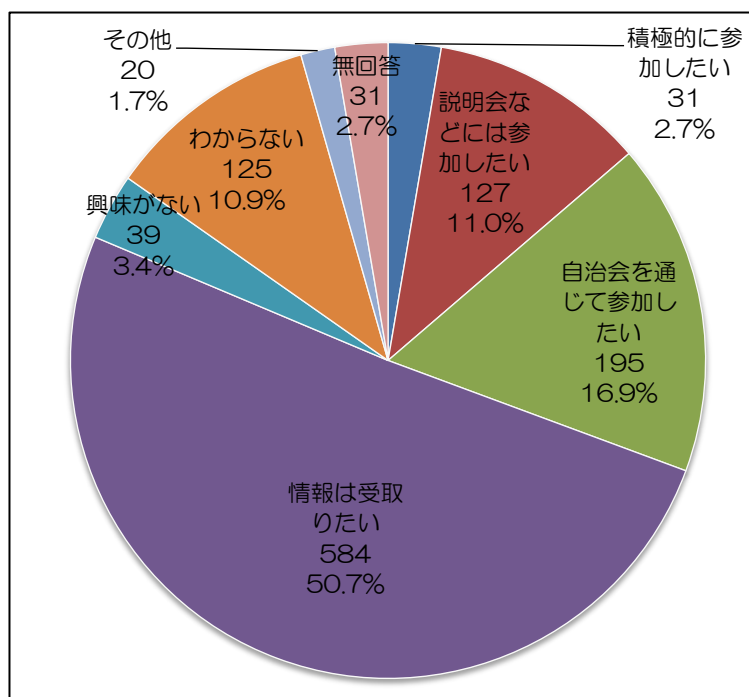


【設問5】あなたは、まちづくりの活動にどのような形で参加したいとお考えですか。

アンケート結果では回答者のおよそ半数が「情報は受取りたい」という意見でした。次いで「自治会を通じて参加したい」と「説明会などには参加したい」が多く、それぞれ 16.9%と 11.0%でした。

まちづくりの活動に対しては、情報としては知りたいが、積極的に参加したいとの意見は少ないことがわかりました。

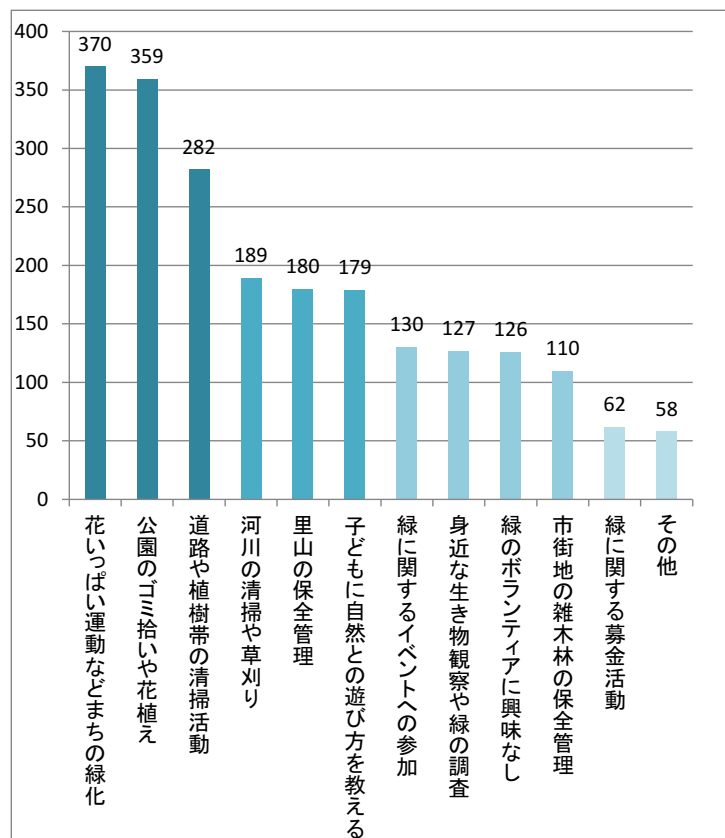
今後の緑のまちづくり活動を行う上では、情報発信を充実させ、緑に関する理解を深めてもらうことが重要であることがわかりました。



【設問6】市民による緑のボランティアについて、どのような活動であれば参加したいと思いますか。(3つ以内で回答)

ボランティアに関する活動では「花いっぱい運動などまちの緑化」の意見が最も多く、次いで「公園のゴミ拾いや花植え」と「道路や植樹帯の清掃活動」の意見が多い結果となりました。

これらの活動については市民と行政の協働で行うことで、実現可能になるものが多く、市民と行政が協働で緑のボランティア活動を行うためのしくみづくりが重要であるとわかりました。



②市民意識調査結果

本市では3年に一度、市内在住で20歳以上の方2,000人を対象に市民意識調査を行っています。市民意識調査では様々な調査項目について調査を行っており、緑に関連する調査項目もあります。

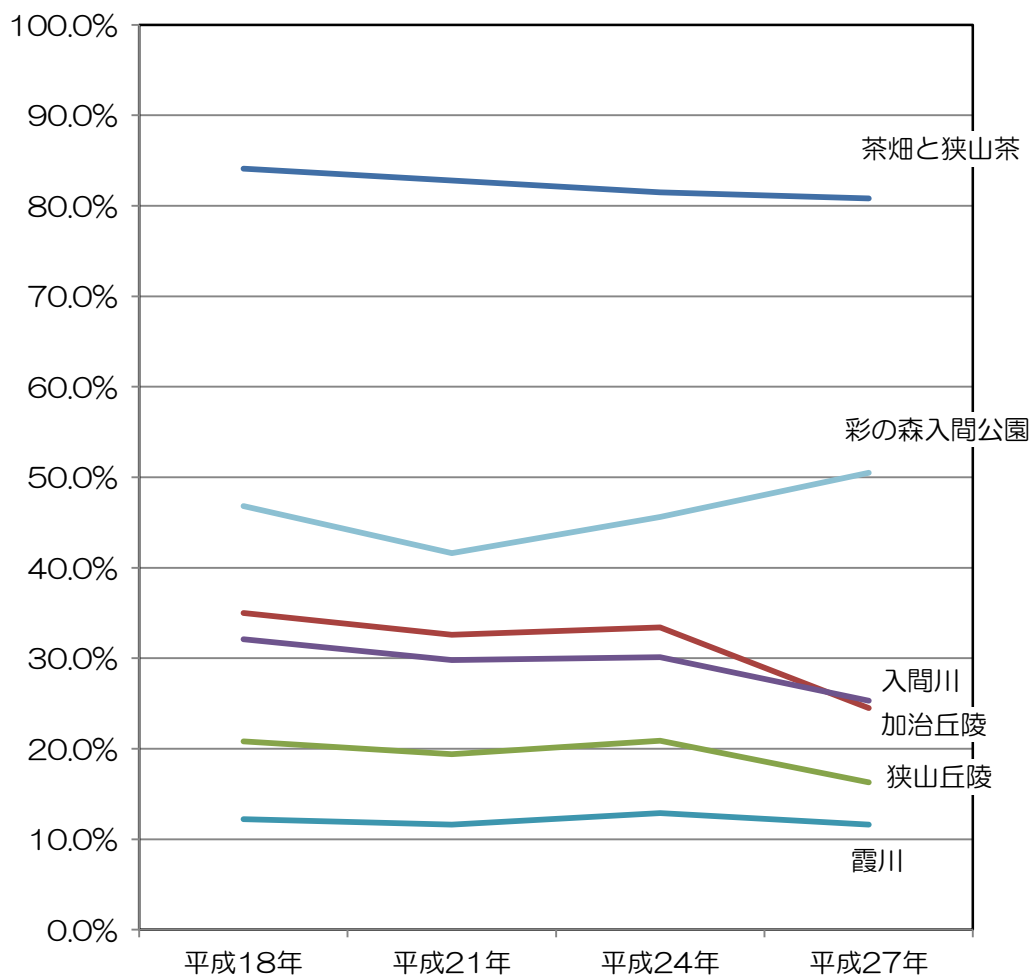
調査結果から、市民の緑に関する市民意識について以下のような整理を行いました。

【設問1】入間市の魅力について

意識調査では入間市の魅力について「茶畑と狭山茶」と答える方が8割以上と最も多い結果となりました。次いで、「彩の森入間公園」、「入間川」、「加治丘陵」となりました。

平成18年から平成27年の傾向をみると、「彩の森入間公園」は平成21年から増加傾向にありますが、「茶畑と狭山茶」や「加治丘陵」などは減少傾向にありました。

このことから、本市の緑の骨格となる丘陵地や茶畑の魅力をより引き出すための活動が必要になります。



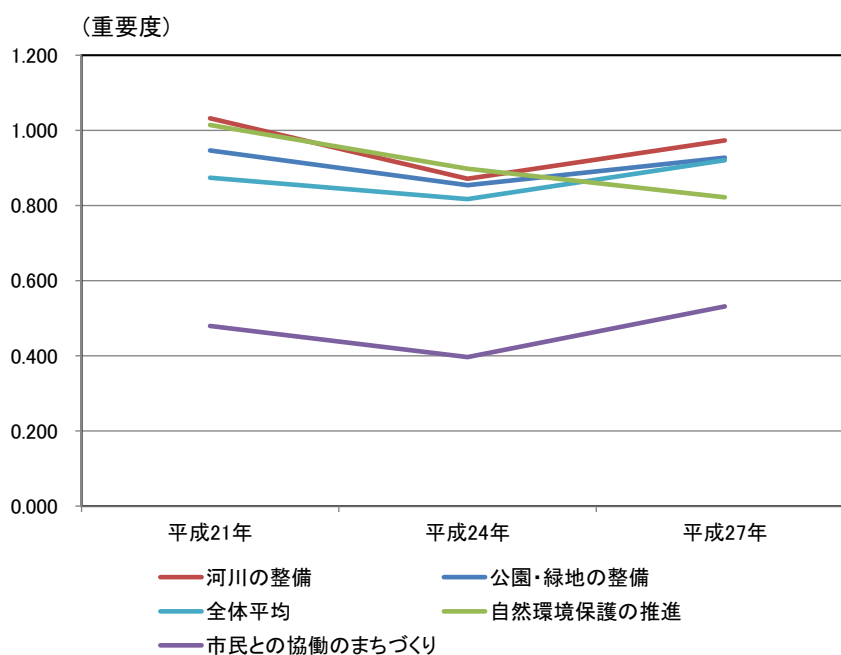
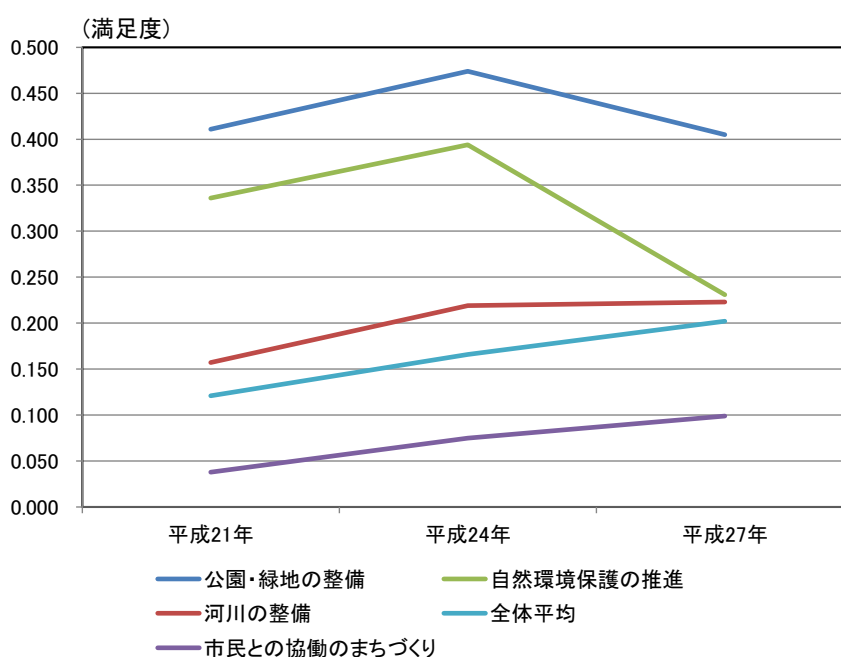
※緑に関する回答上位6項目を抜粋

【設問2】生活の満足度・重要度

生活の満足度では、「公園・緑地の整備」に対する満足度が高い結果となりました。また、「自然環境保護の推進」については平成24年までは全体平均より高い満足度であったものの、平成27年には大きく減少しています。

生活の重要度としては「市民との協働のまちづくり」が低い水準であることがわかります。

生活の満足度を高めていくためには、「公園・緑地の整備」では新たな公園の整備や老朽化した公園のリニューアル、また法制度等を活用するなどの緑地保全によって「自然環境保護の推進」を図ることが必要です。



3. 旧計画の施策の実施状況

旧計画における平成 28（2016）年度末での施策の実施状況は以下のとおりです。

①ふるさとの緑を未来へ残す

<p>【丘陵地】本市の緑の骨格を形成し文化を育んできた里山である丘陵地を将来に向かって保全することを目指しました。</p>	
<p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加治丘陵総合公園の用地取得（取得率 51.0%）と施設整備（3 箇所） ・加治丘陵保全用地の用地取得（取得率 25.6%） ・NPO 法人や市民ボランティア団体、市民公募の「さとやま巡視員」による山林管理を実施 ・「加治丘陵実施計画（H11）」の市民協働による策定と見直し（H20） ・自然かんさつ会、自然展、公開講座等を実施 	
<p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加治丘陵は計画的に公有地化と施設整備を進めました。今後は活用方法の検討が求められています。また、自然環境の維持保全と積極的な活用の両立の検討が必要となっています。 ・山林管理では多くの団体等が関わっていますが、今後は指定管理者制度を導入するなど、新たな管理手法の検討も必要です。 	
<p>【樹林・樹木】本市らしい景観を構成し市民生活における環境保全でも重要な郷土資源となっている平地林・斜面林・屋敷林・社寺林等の樹林の保全と活用を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護樹林の指定：28 箇所、5.75ha（市民の森含む） ・市民の森の活用：3 箇所、1.04ha ・保護樹木の指定：68 本 ・牛沢カタクリ自生地の一部を公有地化（H18）とカタクリ自生地保全管理団体を結成（H22） 	
<p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の保護樹林制度は所有者意向により解除が可能なことから、保護樹林の指定面積は減少傾向です。保護樹林制度の担保性が低いことが課題となっています。 ・貴重な樹林地は公有地化が望ましいですが、財源上の制約があるため、樹林環境や周辺状況、配置等について評価するなどして、保全すべき樹林地を把握する必要があります。 ・重要度の高い樹林地は、担保性の高い保全制度を活用するなど、確実な保全を行う必要があります。 	
<p>【水 辺】自然環境に配慮した身近な自然とのふれあいの場所となるように、保全と活用を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入間川遊歩道、仏子多目的公園（入間川）、あらく親水公園（霞川）の整備 ・市民団体や市民ボランティア団体との協働による魚類等調査や環境保全活動を実施（不老川） ・谷田の泉保全地は県の「まちのエコオアシス保全促進事業」を活用し、公有地化と施設整備を実施（H20～H21）。保全管理計画を作成し地域ボランティアとの協働による保全管理を推進 	
<p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川敷等を活用した遊歩道や公園を整備しました。今後は河川の持つネットワーク性をより活用していく必要があります。 ・貴重な湧水地の公有地化を行いました。今後も良好な湧水地の計画的な保全が必要です。 	
<p>【農 地】緑地としても重要な農地の保全と活用を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA、県、農業委員会等と連携して農地利用の最適化の取組みを実施 ・市民農園の整備と活用（4 箇所） 	
<p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を安定して行えるように関係団体と連携して農地の保全に努めました。 ・市民農園等による農地活用を検討するとともに、引き続き農地の保全が必要です。 	

②新しい緑を増やす

<p>【都市公園等】市街化区域内の都市公園等の不足区域の解消と地域状況に応じた魅力ある個性的な公園整備を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1,000 m²以上の市有地公園を街区公園へ位置付け（14箇所、2.47ha）、土地区画整理事業による公園の整備（8箇所） 河川敷を活用した仏子多目的公園の整備（H12） 災害用施設（かまどベンチ）の設置（2箇所、H19） 公園のバリアフリー化（条例制定H24） 入間川遊歩道の整備（H25～H26）
<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に公園整備を行っていますが、地域的な偏りや公園不足域が残っています。また、一人当り公園面積も近隣市と比較して低い状況です。 既存の公園では施設の老朽化が進んでいるものもあり、公園の魅力を向上するためにも公園の改修が必要となっています。 公園の維持管理では地域ボランティアや民間活力の活用について検討が必要です。
<p>【公共施設緑化】施設緑化の見本となるような積極的な緑化を推進し、まちの景観向上を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の整備：6路線、3.5 km 市庁舎：緑のカーテンを設置 保育所、小中学校、健康福祉センター、公民館：緑のカーテン、花壇、生垣、菜園等を設置 博物館：ふるさとの森、入間の野草保存林、茶花の小径を整備 小中学校：接道部緑化（8校）、防火性耐火性のある樹種の植栽を実施（3校）
<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 博物館や市庁舎、保育所などの公共施設で緑化に努めました。今後も公共施設では、改築等の機会をとらえて、積極的な緑地整備が必要です。 小中学校では緑のカーテン、花壇、菜園等を学校教育の中で活用しています。今後も学校と連携して引き続き緑化を推進することが必要です。 公共施設では、接道部緑化やシンボルツリーなど地域環境の向上に寄与する緑化について検討が必要です。
<p>【民有地緑化】民有地緑化の指導や助成策を講じることで、市民や事業者が主体となる緑化の促進を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 苗木の配布事業を実施 万燈まつりで花鉢販売と緑の相談所を開設 生け垣設置奨励補助制度による住宅地の生垣化（実績：2.28 km）
<p>評 価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業等のまちづくり事業を通じて緑化の推進に努めました。引き続きまちづくりを通じて緑化の推進に努める必要があります。 生け垣設置奨励補助制度を活用して、接道部緑化の推進を図りました。接道部緑化は道路上から見える緑であり、今後も接道部緑化の充実を図る必要があります。 苗木の配布事業は、市民が緑に親しむきっかけとなっています。引き続き事業を実施するとともに、事業の充実を図る必要があります。

③みんなで緑を育て緑と共生するまちづくり

<p>【協働体制】丘陵地、保全地、公園等の市内の多くの場所で、市民が積極的に活動に参加できるようなくみづくりを目指しました。</p>	
<p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加治丘陵山林管理作業の NPO 法人や市民ボランティア団体（14 団体）による活動 ・地元自治会との協働による小規模公園の維持管理を実施 ・谷田の泉保全地、牛沢カタクリ自生地、牛沢地区ホタルの里の地域ボランティアとの協働による保全管理を実施 ・緑の基金：入間市宅地開発指導要綱の緑化協力金、各種イベント時に募金の協力を要請。 	
<p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加治丘陵や保全地等で市民との協働による維持管理を行っています。今後も多くの市民が活動に参加できるように、体験から自主的活動まで異なるニーズに対応できる参加のしくみを検討する必要があります。 ・緑の基金の活動を行っていますが、十分な基金が得られない状況があります。緑の基金の財源を増やすために、新たな募金等の方法の検討が必要です。 	
<p>【意識の高揚】緑に関する情報提供や緑にふれる機会の提供を積極的に行い、市民の緑に対する意識の高揚を目指しました。</p>	
<p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民清掃デーでの地元自治会による公園の除草や清掃を実施 ・市民ボランティア団体（6 団体）が河川や調節池で環境保全活動を実施 ・加治丘陵山林管理ボランティア団体の障害保険加入と機械燃料支給等の支援 ・花いっぱい運動で市民登録団体に球根と種の配布による支援 ・クリーンセンターの排熱を利用した温室で授産活動として花苗の育成と販売を実施 ・「入間市の野鳥」「ふれあい茶ん歩道」「牛沢カタクリ自生地」「谷田の泉」等のリーフレットの作成配布 ・自然かんさつ会（176 回）と自然展（34 回）の開催 	
<p>評 価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に関するボランティア団体等に対する支援として保険等の加入を行いました。今後も活動が活性化されるような支援が必要です。 ・自然かんさつ会や自然展の開催、リーフレットの作成配布などを行い、市民が緑にふれあう機会や学習する機会を提供しました。引き続き、市民が緑に興味を持てるようなイベント等を実施し、市民の緑への理解を深めていくことが必要です。 	

4. 旧計画の目標の達成状況

旧計画における目標の達成状況は以下のとおりです。旧計画の目標年次は平成 26 (2014) 年ですが、本市の緑の現況調査を平成 29 (2017) 年に実施したことから、平成 29 (2017) 年の現況値を目標値との比較対象し、評価するものとします。

(1) 緑地の確保目標水準

目標年次(平成 26 (2014) 年)における緑地確保目標量の達成状況を確認すると、平成 29 (2017) 年の都市計画区域面積に対する緑地割合は 42.9%であり、目標値の 41.8%に到達していません。

表 1-6 緑地の確保目標水準への達成状況

目標年次における 緑地確保目標量	都市計画区域面積に対する割合	
	目標値(平成 26 年)	現況値(平成 29 年)
	概ね 1,869ha 41.8%	概ね 1,917ha 42.9%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標年次(平成 26 (2014) 年)における都市公園等の施設として整備すべき緑地の達成状況を確認すると、平成 29 (2017) 年の一人当たり都市公園等面積(m²/人)は 13.3 m²/人であり、目標値に到達していません。

表 1-7 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準への達成状況

現行値(平成 9 年)	目標値(平成 26 年)	現況値(平成 29 年)
4.1 m ² /人	13.2 m ² /人	13.3 m ² /人

(3) 緑化に対する都市全体の目標

目標年次(平成 26 (2014) 年)における緑化に対する都市全体の達成状況を確認すると、平成 29 (2017) 年の都市全体の緑被率は 52.0%であり、目標値の 50.0%を上回っていました。

しかしながら市街化区域の緑被率は 16.6%であり、現行値の 14.5%から増加しているものの、目標値の 20.0%に未到達でした。

表 1-8 緑化に対する都市全体の目標への達成状況

年次	現行値(平成 9 年)	目標値(平成 26 年)	現況値(平成 29 年)
都市全体の緑化目標	緑被率 48.5%	緑被率 50.0%	緑被率 52.0%
市街化区域の緑化目標	緑被率 14.5%	緑被率 20.0%	緑被率 16.6%

5. 緑の評価

緑の持つ4つの機能別評価を行い、その評価を踏まえて総合的な緑の評価を行いました。

(1) 環境保全機能による緑の評価

環境保全機能の評価では、環境を保全する都市の緑の骨格形成、優れた自然環境、優れた歴史的風土、快適な生活環境、都市環境の負荷の軽減等の視点から評価を行います。

表 1-9 環境保全機能の評価の視点

視点	対象となる緑地等
都市の緑の骨格形成	丘陵地、河川等の都市の骨格を形成する緑
優れた自然環境	良好な植物群落、貴重な野生動植物生息地、良好な水辺等の都市の優れた自然が存在する緑
優れた歴史的風土	史跡、名勝、社寺林、郷土の言い伝え、伝統文化等と一体となった緑
快適な生活環境	快適な生活環境を支える都市公園、市街地に隣接する樹林地や水辺等の快適な生活環境の確保に必要な緑
優れた農林業地	良好に管理されている農地、樹林地
生物多様性の確保	動植物の生息・生育環境の保全に必要な緑
都市環境の維持・改善	都市環境の負荷の軽減に寄与する緑

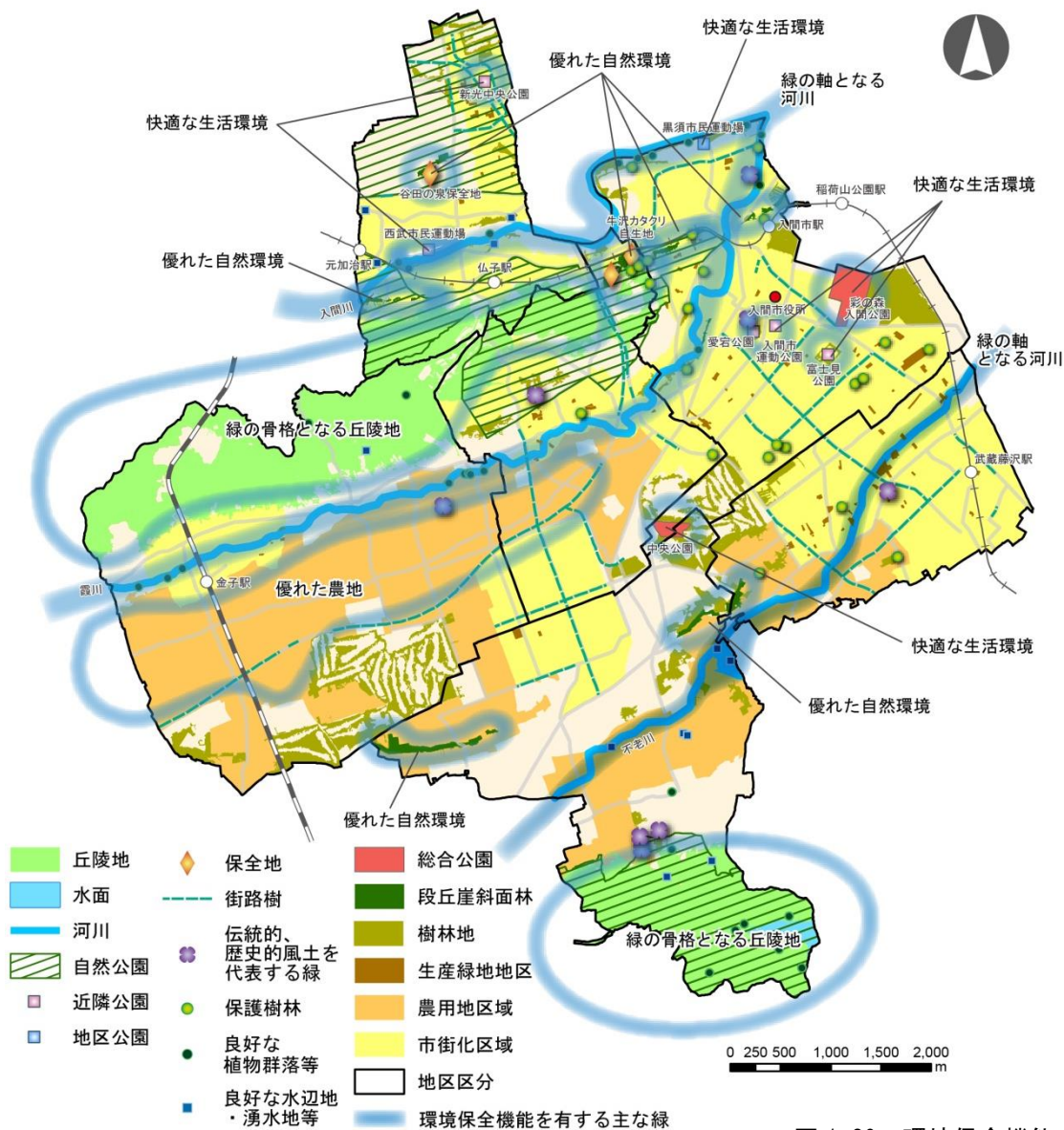


図 1-20 環境保全機能の評価図

(2) レクリエーション機能による緑の評価

レクリエーション機能の評価では、自然や緑とのふれあい、スポーツ・屋外レクリエーションの場、日常的なレクリエーションの場、広域的なレクリエーションの場、レクリエーション利用効果を高めるネットワーク形成等の視点から評価を行います。

表 1-10 レクリエーション機能の評価の視点

視点	対象となる緑地等
自然や緑とのふれあい	緑・水・土とのふれあい、自然観察、農業体験等
スポーツ・屋外レクリエーションの場	スポーツを行う場、屋外レクリエーションを行う場
日常的なレクリエーションの場	歩いて行ける範囲にある都市公園、緑地、広場等
広域的なレクリエーションの場	広域の利用に供することができる緑地
ネットワークの形成	レクリエーションの拠点を結ぶ緑道等

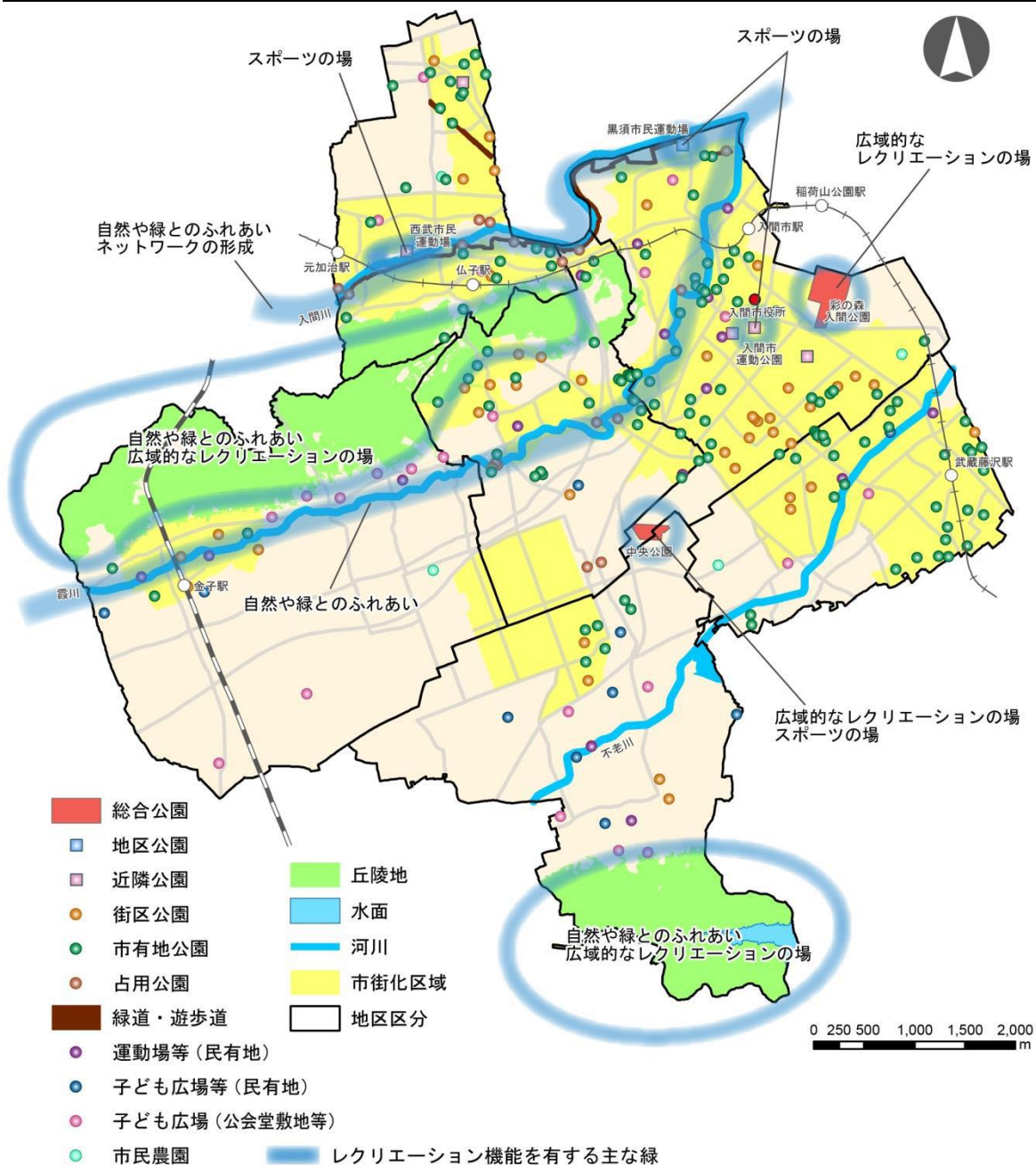


図 1-21 レクリエーション機能の評価図

(3) 防災機能による緑の評価

防災機能の評価では、地域防災計画に定められた避難地としての緑、市街地の安全性を高める延焼遮断空間となるオープンスペースとなる視点から緑の評価を行います。

表 1-11 防災機能の評価の視点

視点	対象となる緑地等
避難場所・避難所	地域防災計画に定められた避難場所・避難所
市街地の安全性	延焼遮断空間となるオープンスペース



図 1-22 防災機能の評価図

(4) 景観形成機能による緑の評価

景観形成機能の評価では、本市及び各地域を代表し特徴づける景観、優れた景観の眺望点、ランドマークとなる場所等の視点から評価を行います。

表 1-12 景観形成機能の評価の視点

視点	対象となる緑地等
入間市を代表する景観	本市を代表する景観を支える緑の要素（丘陵地、河川、農地等）
各地域を代表する景観	各地域を特徴付ける景観や身近にある良好な景観を構成する緑の要素（並木、まち並み等）
優れた景観の眺望点	眺望点から見渡せる景観の特徴となる緑の要素
ランドマークとなる場所	シンボルとなる景観等のランドマークとなる緑の要素

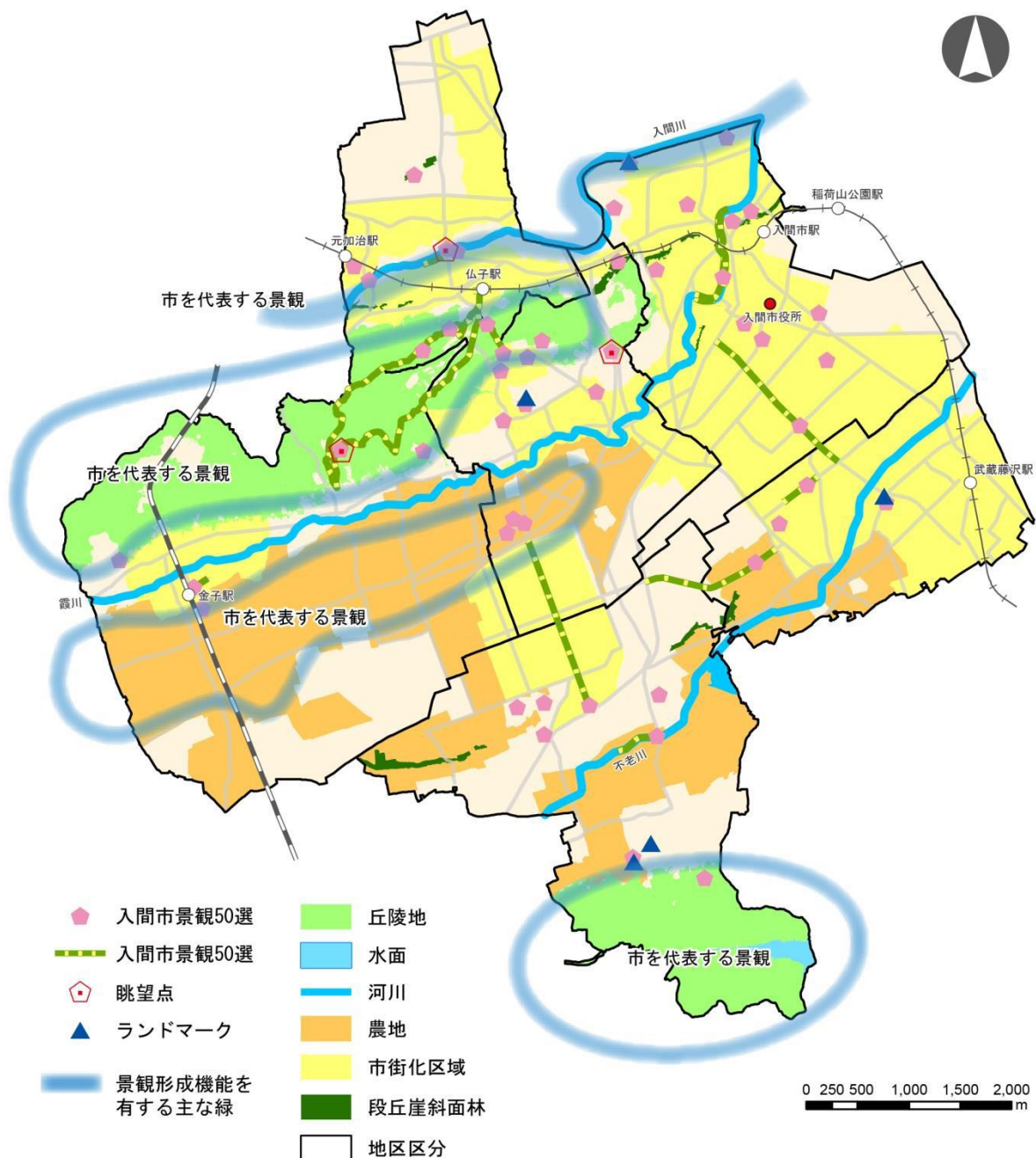


図 1-23 景観形成機能の評価図

(5) 総合的な緑の評価

緑の機能別評価から総合的な緑の評価を、それぞれの緑を重要度の高い順に、A・B・Cの3段階で評価を行いました。

加治丘陵、狭山丘陵、入間川、霞川、規模の大きい公園は、多面的な緑の機能を有しており、本市の緑の骨格や拠点となる緑に位置付けられることから、A評価とします。

金子地区を中心に広がる茶畑、不老川、市街化区域内の平地林、斜面林は貴重な緑の資源となっていることから、B評価とします。

街路樹、街区公園等の規模の小さい公園、市街地内の農地は、緑の規模としては小さいですが、身近な緑として、良好な住環境を形成するうえで必要な緑となっていることから、C評価とします。

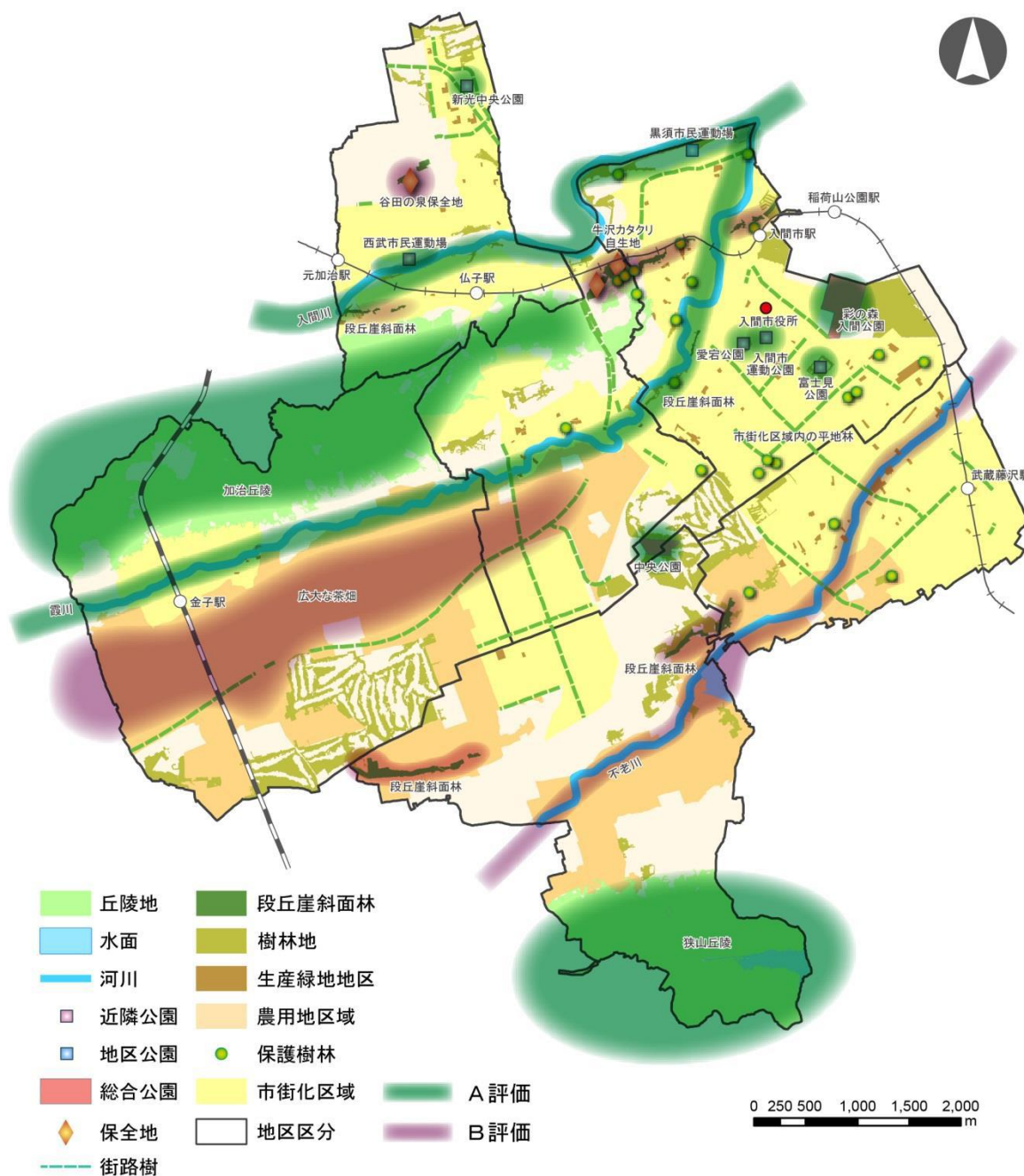


図 1-24 総合評価図

6. 課題の整理

緑の現況、緑に関する施策の実施状況、市民意識、緑の機能別評価に基づき、緑に関する課題を整理しました。

1 人間の骨格となる緑の保全に関する課題

①緑の骨格となる丘陵地の保全と活用

本市の緑の骨格を形成する加治丘陵、狭山丘陵は、近郊緑地保全区域等の指定、公有地化により保全を推進しています。また、加治丘陵の青少年活動センター、狭山丘陵のさいたま緑の森博物館を中心に、様々な体験活動を実施しています。

しかしながら、市民意識調査結果では「入間市の魅力」として、加治丘陵や狭山丘陵と回答した割合は低く、丘陵地の利用頻度の回答も低い結果となっています。加治丘陵・狭山丘陵は本市の緑の骨格であり、これらの緑があることで様々な恩恵を受けていることを、多くの市民に知ってもらうことが重要となってきます。市民に対して豊かな自然にふれあえる機会を積極的に設け、保全活動に気軽に参加できるしくみを整備するなど、情報提供や体験等をとおして、丘陵地の存在価値や保全することの重要性を、多くの市民が理解することが必要です。

②市街化調整区域の広大な農地の保全

金子地区を中心に広がる茶畑は、本市の特徴的な景観となっており、多くの市民が入間市の魅力と感じています。これらの農地は農振農用地区域に指定されており、優良農地として保全されていますが、都市計画基礎調査の農地面積の推移からは、市街化調整区域内の農地も減少していることがわかりました。

この茶畑の魅力はその広大さにあり、景観保全の側面からも農業が継続できる環境整備が重要です。

2 緑のネットワーク化に関する課題

①緑のネットワーク形成の軸となる河川の保全

市内にある入間川、霞川、不老川は、緑のネットワーク形成の軸となっています。入間川は河川敷も広く、多くの生き物が生息・生育しており、釣りや野鳥観察、水遊びの場となっているほか、河川敷内には運動場等の公園緑地も整備されています。入間川ほど自然度は高くはありませんが、霞川、不老川も緑のネットワークを形成する重要な要素となっています。

また、河川沿いの河岸段丘には斜面林が帯状に連なっており、湧水や希少種も確認されています。そのため、河川の水質や河川環境の維持保全だけではなく、河川周辺の良好な自然環境を含めて一帯として保全を行っていくことが重要です。

②エコロジカルネットワークの形成

緑の骨格となる丘陵地や軸となる河川等を適切な保全管理を行うことで、豊かな生き物の空間は形成されます。

持続的な自然環境を形成するためには、点在する生き物の生育環境を維持し、エコロジカルネットワークを形成することが重要です。

3 地域の緑の保全と活用に関する課題

①地域の緑の拠点となる公園緑地の管理と活用

近隣公園、地区公園、総合公園等の比較的規模の大きい公園緑地は、レクリエーション活動の場であったり、日常の見慣れた景観であったり、気軽にふれあえる緑となっています。地域の緑の拠点として、多くの人が訪れ、地域に愛される公園となるように、維持管理の工夫やリニューアルが必要です。

また、谷田の泉保全地や牛沢カタクリ自生地等の自然環境の優れた緑地については、公有地化を進めて地域ボランティアとの協働で保全管理を実施しています。今後も優れた自然環境を有する緑地は、地域ボランティアと協働した保全管理を推進する必要があります。

②樹林の保全と活用

地域には平地林、斜面林、社寺林、屋敷林、施設内の樹林等の樹林地があります。本市の樹林面積は丘陵地の樹林が最も多いですが、市街地にも多くの樹林が存在し、良好な住環境を形成する一端を担っています。しかし、1,000 m²以上の樹林の推移では、平成9年からの20年間に市街化区域の樹林面積は約20ha減少していることが分かりました。

民有地の樹林地の維持に関しては樹林所有者の負担となっており、樹林所有者の努力によって維持保全されてきたと言えます。本市には樹林所有者の負担を軽減するための保護樹林や市民の森制度があり、現在27箇所が指定されています。しかしながら、保護樹林等の指定箇所数は減少傾向です。

緑のある住環境の維持、地域の景観の保全等のため、できる限り樹林の減少は抑えることが重要です。樹林等を保全するための新たな制度も整備されており、各種制度の活用も踏まえて、地域特性に応じた樹林の保全を推進することが必要です。

③市街地にある農地の保全と活用

市街地内には生産緑地地区をはじめとする農地が点在しています。市街地内の農地は農作物の生産の場であるほか、雨水の涵養地、生き物の生息の場、災害時の避難場所としての活用等多様な機能を有しており、市街地にあるべきものとして重要な緑となっています。また、市民農園等の農業の体験や土とのふれあいは、レクリエーションの場となり、地域コミュニティの形成効果も期待できます。

都市農業振興基本法の制定、都市緑地法等の一部を改正する法律など、都市農地を保全・活用する法も整備されており、農地の保全・活用をどのように進めるべきか、検討が必要となります。

④都市公園等の維持管理

本市には多くの都市公園等がありますが、公園施設の老朽化が進んでいるものも少なくありません。公園は子どもなどの不特定多数の人が利用するため、安全性の確保が最も重要となります。しかし、限られた財源の中で公園施設の維持管理を行う必要があることから、計画的・効率的に施設の維持補修、改修を進めることが重要です。また、大規模改修においては、多様化するニーズに対応するためにも、地域住民への意向調査、ワークショップの開催等、地域が主体的に関わることも必要となります。

⑤平地林・斜面林の保全

平地林や斜面林は希少な動植物の生育・生息空間や湧水などの自然環境が形成されています。特に、本市に点在する段丘崖斜面林には、限定された生育環境でしか自生できない貴重な植物が生育しています。こうした植物の生育空間を維持することが重要です。

4 緑の創出に関する課題

①都市公園等の新たな整備

本市の公園整備では、市街化区域の公園不足域の解消を目指して、計画的に整備を進めていますが、未だ公園不足域が存在しています。

新たな公園整備に関しては、土地区画整理事業によって公園を整備する予定です。

今後も公園不足域を中心に市民のニーズに合った計画的な公園整備を進める必要があります。

②市街地の緑の整備

市街地内で新たに緑を整備できる機会として、建築物の新設や建替えがあげられます。本市の生け垣設置奨励補助制度では、建築時等に新たに生垣を設置することに対して、設置費の一部が補助されています。接道部緑化は道路から見える緑であり、接道部緑化の整備が進むことで緑の多いまち並み形成が期待できます。そのため、学校等の規模の大きい公共施設の建築等においては、特に接道部緑化を充実することで、地域においては新たな緑化空間の形成に寄与するとともに、民間施設の緑化に対して良好な緑化事例として示すことができます。

また、本市では土地区画整理事業の他、民間開発事業においても地区計画制度等を活用し、公園の整備、接道部緑化、敷地内緑化を推進しています。

今後もまちづくり制度等を活用し、市街地の緑の創出に努める必要があります。

5 緑の活動の充実に関する課題

①緑地保全・緑化活動に気軽に参加できるしくみづくり

本市には豊かな自然や希少種の生育・生息地があり、多くの市民ボランティア団体やNPO法人が保全活動を行っています。さらに多くの市民が緑の保全活動に関わってもらうため、自然観察会、里山体験等の講座や講習会を実施し、緑に関する意識の高揚が必要となります。また、緑に興味を持った市民が、容易にボランティア活動の情報を得たり、気軽に活動に参加できるなどのしくみを整えることも必要です。

②緑地保全・緑化活動の広がり

緑の保全活動の中心は、加治丘陵や狭山丘陵、谷田の泉保全地や牛沢カタクリ自生地等の自然環境の豊かな区域となっています。一方、市内の小規模な公園では地元自治会によって維持管理が実施されています。

このように、地域の公園の花壇管理や日常の清掃、地域の道路の落ち葉清掃等、身近な緑に対する緑地保全・緑化活動が行うことができるように、活動のフィールドに広がりをもたせることが必要です。



図 1-25 緑の課題図